

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（平成30年度～平成32年度）
素案

【介護保険制度の理念】

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。その基盤のもとで、必要な保健・医療サービスや福祉サービス等が給付され、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることが制度の目的となっています。

介護保険制度に基づくサービスの給付は、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるべきとされています。また、サービスの給付は、医療との連携にも十分配慮し、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行われるものとされています。

同時に、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。介護保険制度の理念を踏まえ、必要な人に必要なサービスを適切に提供していくとともに、介護予防、自立支援や重度化の防止等にも取り組んでいくことが重要となります。

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国における人口の高齢化は急速に進んでおり、平成 27 年の国勢調査によれば、平成 27 年 10 月 1 日現在で全国の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）は 26.6%、後期高齢者の比率（人口に占める 75 歳以上の割合）は 12.8%となっています。国民の 4 分の 1 以上が 65 歳以上、10 分の 1 以上が 75 歳以上であり、その割合は、今後もさらに上昇していくものと想定されています。

このような超高齢社会において、介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支える基盤として、平成 12 年 4 月のスタートから今日まで、大きな役割を果たしてきました。基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の確保」のもと、時代の流れを踏まえてより良い制度にしていくため、3 年に 1 度改正が行われています。

近年では、平成 23 年の改正により、「地域包括ケアシステムの構築」が国・地方公共団体の責務として定められました。これは、日常生活圏域を単位に、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されることで、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方であり、そのための仕組みづくりをめざすものです。以降、制度は、各地域における地域包括ケアシステムの推進を図るため、様々な改正が行われています。

平成 26 年には、制度の重点化・効率化を図るため、予防給付の訪問介護及び通所介護が市町村の地域支援事業に移行し、全国一律のサービスから地域性を踏まえたサービスの多様化や特別養護老人ホーム入所について原則要介護 3 以上へ重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど、多くの制度改正が行われました。また、医療介護総合確保推進法が成立し、医療と介護の連携を強化し、地域における効果的な医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進していく方針が示されました。

平成 29 年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び制度の持続可能性を確保するため、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護連携の一層の推進、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制づくり、利用者負担割合の見直し（一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ）などを主眼とした制度改正が行われました。

本市では、これまで超高齢社会の到来を見据え、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念として、高齢者ができるだけ健やかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてきました。本計画は、こうして進めてきたこれまでの取組を引き継ぎ、高齢者施策を総合的に推進しながら、団塊の世代がすべて 75 歳以上

となる平成 37（2025）年を展望し、本市における地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進の道筋を示す計画として策定します。基本理念の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進、発展させていく計画とします。

2 計画の性格、策定体制等

（1）法的根拠等

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定による介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

また、本計画は、本市総合計画を上位計画とし、堺市地域福祉計画や堺市健康増進計画、堺市障害者長期計画・障害福祉計画など関連分野の計画と調和を図るとともに、国の策定指針、大阪府の介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合のとれた計画として策定しました。

本市では、平成 29 年 5 月に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 37 年度までの取組等を示す「ロードマップ」を作成しており、本計画は、その方向性も組み込んだ計画として策定しています。

（2）計画の期間

介護保険事業計画が、3 年を 1 期として策定するものとされていることから、本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間となります。

平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38
平成 3 7（2 0 2 5）年の堺市を見据えて計画を策定								
本計画（第 7 期）								
			（第 8 期）			（第 9 期）		

（3）計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、平成 28 年度に、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などを把握するため、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その結果等も踏まえながら、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」及び庁内関連部局による「堺市地域福祉推進庁内委員会」において検討を行い、策定を進めました。

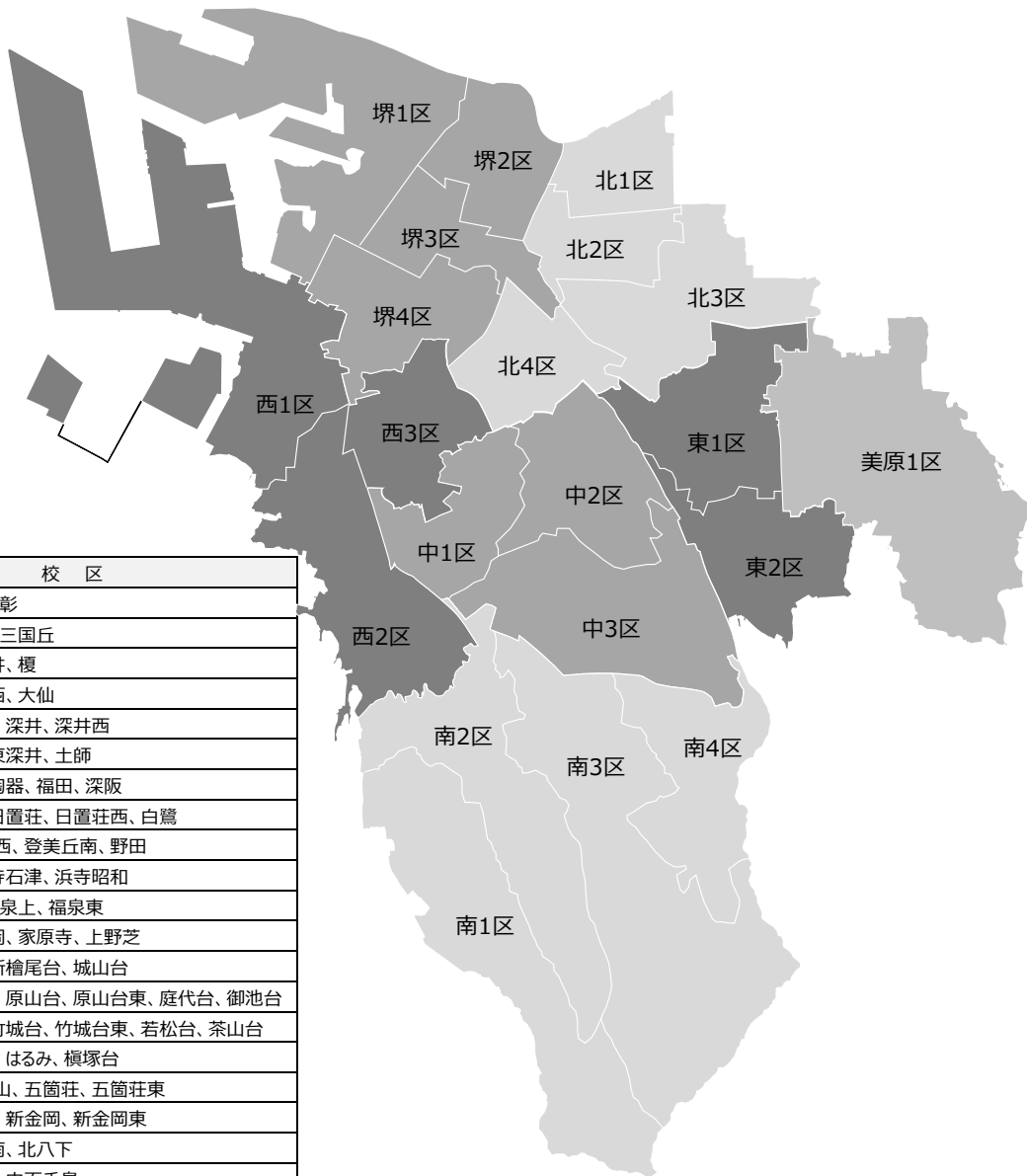
なお、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施しました。

3 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定に当たっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた 21 圏域を日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域



圏域	校 区
堺 1	三宝、錦西、市、英彰
堺 2	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺 3	熊野、少林寺、安井、榎
堺 4	神石、新湊、大仙西、大仙
中 1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中 2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中 3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東 1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東 2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西 1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西 2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西 3	津久野、向丘、平岡、家原寺、上野芝
南 1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台
南 2	福泉中央、桃山台、原山台、原山台東、庭代台、御池台
南 3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南 4	三原台、泉北高倉、はるみ、横塚台
北 1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北 2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北 3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北 4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原 1	全区域

4 本市の高齢者を取り巻く状況

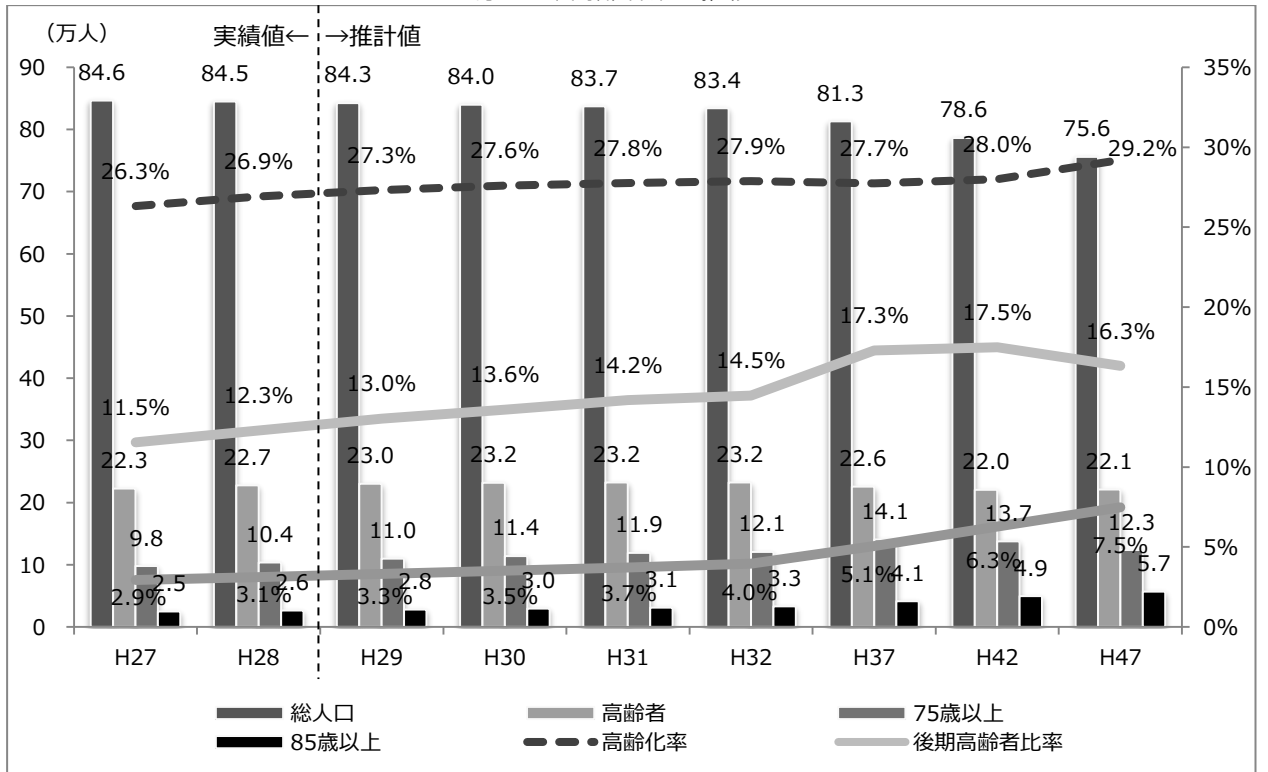
(1) 高齢者数、要介護等認定者数の推移

本市の高齢者数は、平成 28 年 9 月末時点で、227,413 人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は 26.9%で上昇を続けています。

高齢者数のうち、65～74 歳人口（前期高齢者）は 123,592 人で、総人口に占める割合は 14.6%、75 歳以上人口（後期高齢者）は 103,821 人で、総人口に占める割合は 12.3%となっています。また、後期高齢者のうち、85 歳以上の人口は 26,384 人で、総人口に占める割合は 3.1%となっています。

今後も、高齢化は更に進み、平成 32（2020）年頃にいったん高齢化率のピークを迎え、以降、しばらくは横ばいで推移したのち、平成 41（2029）年頃から再び上昇に転じるものと見込まれます。また、平成 37（2025）年には 75 歳以上人口は約 14 万人（うち 85 歳以上は約 4 万人）、総人口に占める割合はほぼ 17%（うち 85 歳以上は約 5%）に達するものと想定されます。75 歳以上人口については、平成 37（2025）年をピークに減少に転じますが、85 歳以上人口は増加が続くものと見込まれます。

総人口、高齢者数の推移



(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による。）

実績値←→推計値

(人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	H47
総人口	846,388	844,681	842,531	839,992	837,103	833,871	813,049	786,265	755,968
高齢者	222,710	227,413	230,185	231,792	232,447	232,471	225,606	220,213	220,769
65～74歳	125,026	123,592	120,471	117,709	113,682	111,890	85,061	82,756	97,320
75～84歳	72,828	77,437	81,720	84,500	87,679	87,549	99,457	88,063	66,872
85歳以上	24,856	26,384	27,994	29,583	31,086	33,032	41,088	49,394	56,577
高齢化率	26.3%	26.9%	27.3%	27.6%	27.8%	27.9%	27.7%	28.0%	29.2%
前期高齢者の比率	14.8%	14.6%	14.3%	14.0%	13.6%	13.4%	10.5%	10.5%	12.9%
後期高齢者の比率	11.5%	12.3%	13.0%	13.6%	14.2%	14.5%	17.3%	17.5%	16.3%
85歳以上の比率	2.9%	3.1%	3.3%	3.5%	3.7%	4.0%	5.1%	6.3%	7.5%

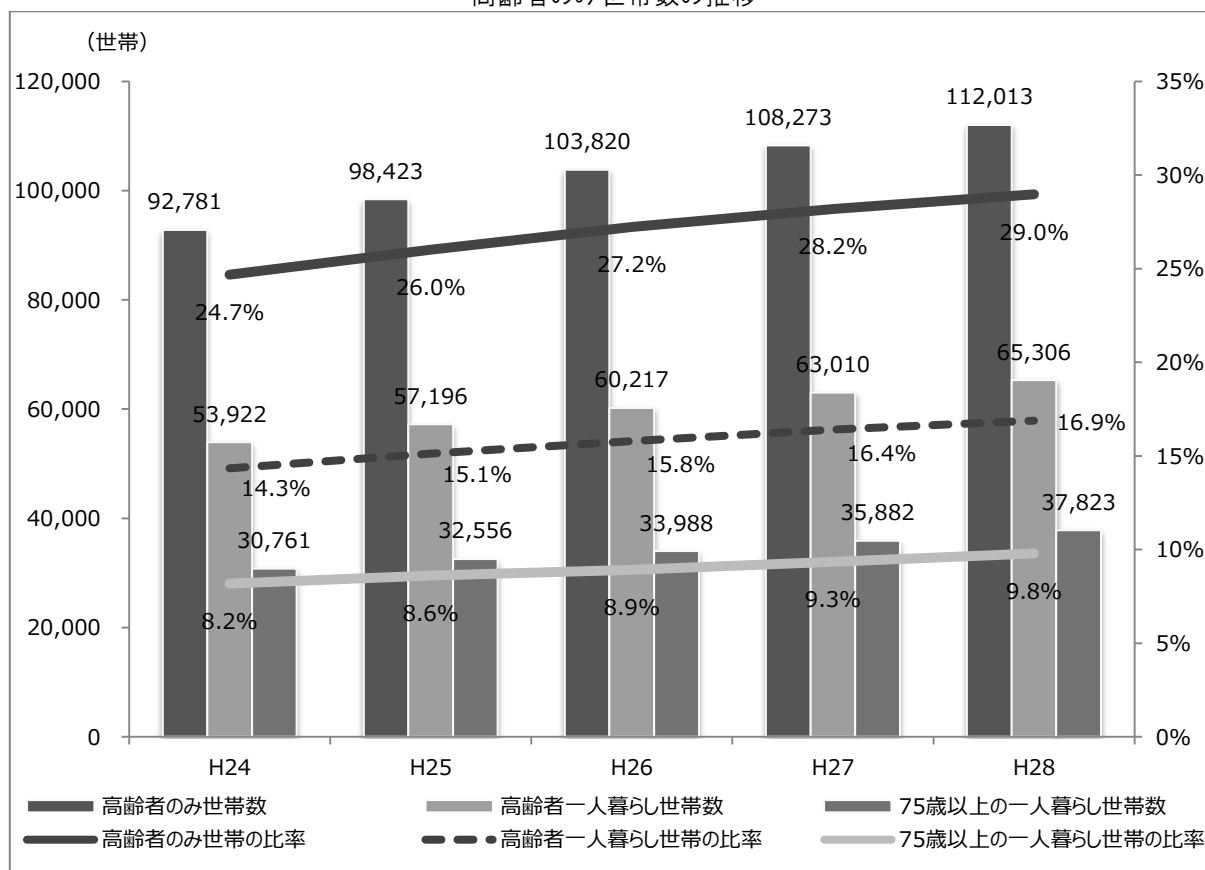
(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による）

高齢者世帯の状況を見ると、平成 28 年 9 月末時点で、高齢者のみの世帯数は 112,013 世帯となっており、堺市の全世帯のうち 29.0%を占めています。高齢者のみの世帯のうち、一人暮らし世帯は 65,306 世帯（全世帯 16.9%）、その中で 75 歳以上の一人暮らし世帯は 37,823 世帯（全世帯の 9.8%）となっています。

高齢者のみの世帯数及び高齢者の一人暮らし世帯数は、増加を続けており、また、全世帯数に占める割合も上昇が続いています。今後も、高齢者世帯は増えていくものと見込まれ、地域における見守りや生活支援等の一層の充実が必要になるものと考えられます。

高齢者のみ世帯数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28
全世帯数	376,000	378,268	381,257	384,217	386,684
高齢者のみ世帯	92,781	98,423	103,820	108,273	112,013
うち高齢者一人暮らし世帯	53,922	57,196	60,217	63,010	65,306
うち 75 歳以上の一人暮らし世帯	30,761	32,556	33,988	35,882	37,823
全世帯数に占める割合	24.7%	26.0%	27.2%	28.2%	29.0%
うち高齢者一人暮らし世帯	14.3%	15.1%	15.8%	16.4%	16.9%
うち 75 歳以上の一人暮らし世帯	8.2%	8.6%	8.9%	9.3%	9.8%

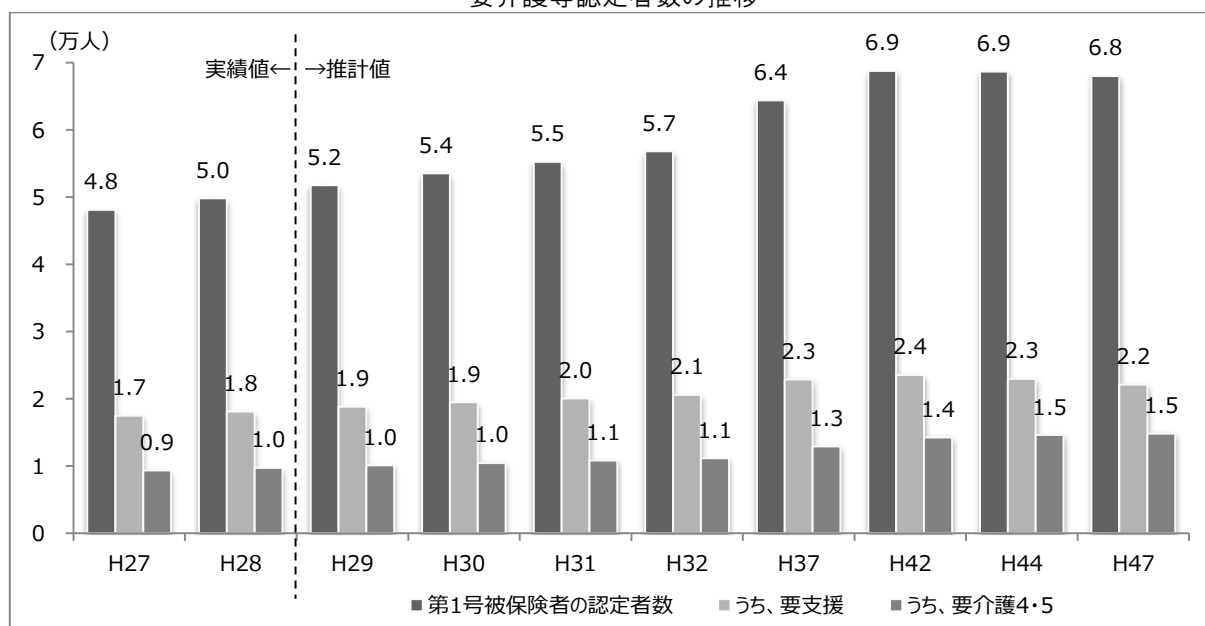
(各年9月末時点)

資料：住民基本台帳

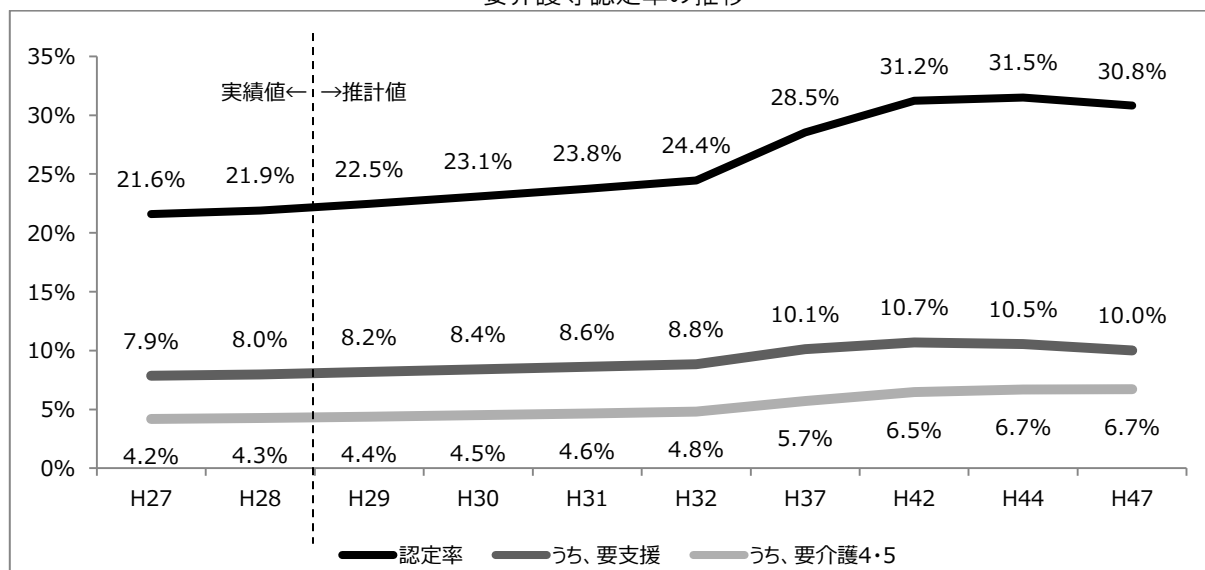
本市の要介護等認定者数は、平成 28 年 9 月末時点で 50,697 人、うち、第 1 号被保険者 (65 歳以上) の要介護等認定者数は 49,790 人であり、第 1 号被保険者数全体に占める割合 (認定率) は 21.9%となっています。うち、要支援の認定率は 8.0%、要介護 4・5 の認定率は 4.3%となっています。今後も、要介護等認定者数、認定率ともに上昇が続き、平成 44 年頃にピークを迎えるものと見込まれます。

本市の認定率は、全国、大阪府よりも高く、特に要支援の認定率において差が大きくなっています。要介護等認定者数の要介護度別の割合も、本市では、要支援が 36.4% (要支援 1 が 22.3%、要支援 2 が 14.1%) と高い割合です。

要介護等認定者数の推移



要介護等認定率の推移

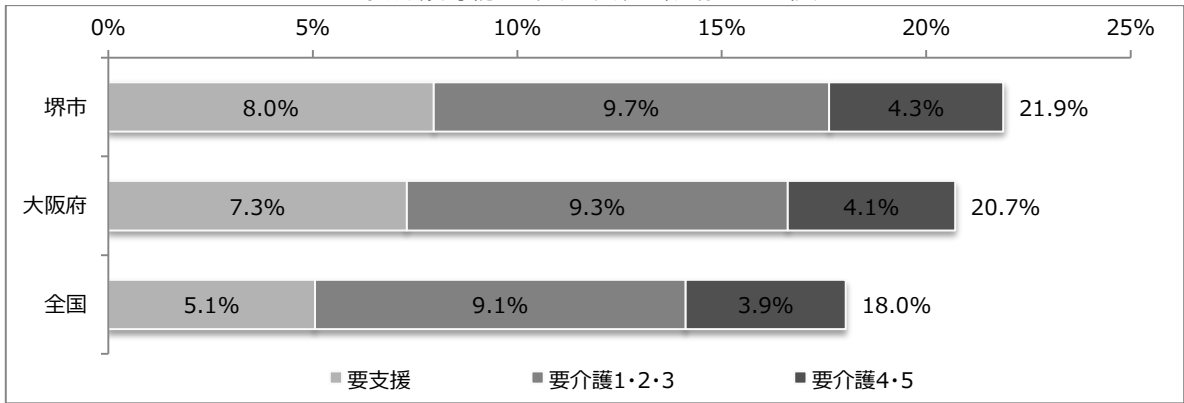


(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計 (認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定)

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定率(全国、大阪府との比較)

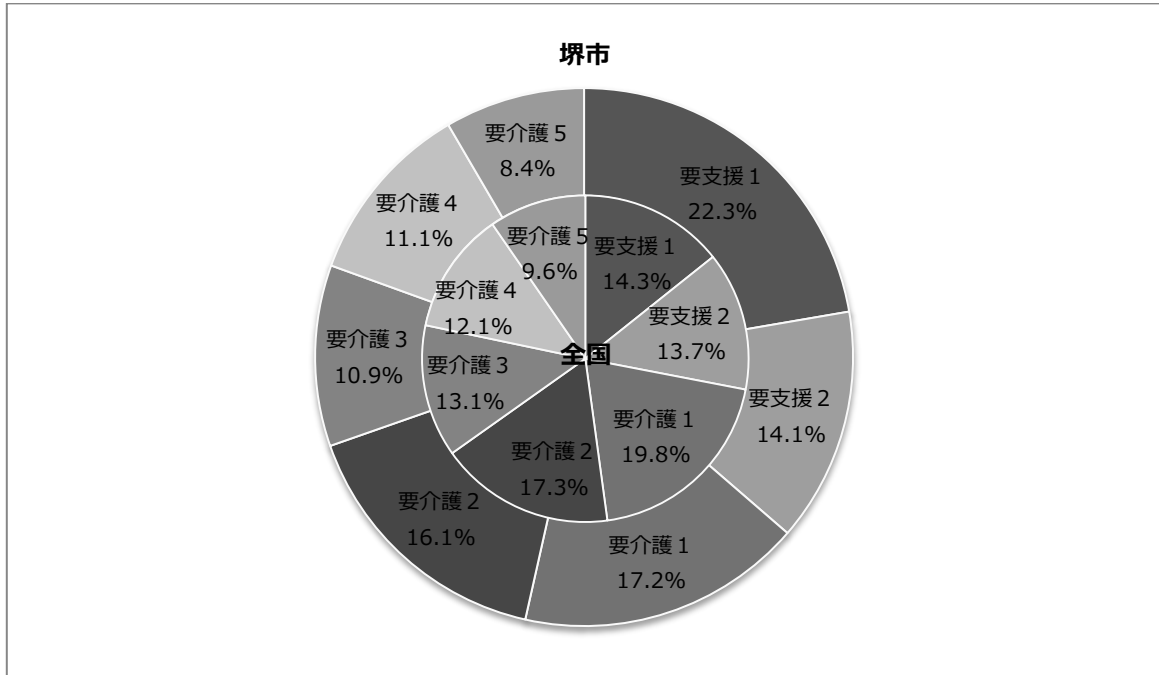


(平成28年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定者の要介護度別割合



(平成28年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

年齢別で要介護等認定率を見ると、平成 28 年 9 月末時点で 65～74 歳の認定率は 6.8%、75～84 歳の認定率は 29.0%、85 歳以上の認定率は 71.8%となっています。今後、65～74 歳の認定率は平成 32（2020）年頃まで上昇を続け、その後減少に転じるものと見込まれます。75～84 歳の認定率は減少傾向で推移しますが、平成 32（2020）年頃から上昇に転じるものと見込まれます。85 歳以上の認定率は約 72%と高く、おおむねその水準で、横ばい傾向で推移するものと見込まれます。認定率の高い 75 歳以上、85 歳以上の高齢者が増加していくことから、要介護等認定者数は増加を続けるものと見込まれます。

認定率は、平成 44（2032）年に向けてさらに高まっていくことが予想されることから、必要な人に必要なサービスを提供できるよう、サービス基盤の一層の充実を図るとともに、介護予防サービスの充実、自立支援や重度化の防止などの多様な観点からの取組が求められるところです。

要介護等認定者数・認定率の推移（年齢別）

実績値← →推計値

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42	H44	H47
要介護等認定者数	48,097	49,790	51,748	53,535	55,225	56,827	64,391	68,757	68,650	68,018
65～74歳	8,535	8,381	8,364	8,426	8,369	8,422	6,280	5,728	5,938	6,702
75～84歳	21,762	22,463	23,299	23,888	24,548	24,750	28,617	27,468	25,572	20,354
85歳以上	17,800	18,946	20,085	21,221	22,308	23,655	29,494	35,561	37,140	40,962
要介護等認定率	21.6%	21.9%	22.5%	23.1%	23.8%	24.4%	28.5%	31.2%	31.5%	30.8%
65～74歳	6.8%	6.8%	6.9%	7.2%	7.4%	7.5%	7.4%	6.9%	6.9%	6.9%
75～84歳	29.9%	29.0%	28.5%	28.3%	28.0%	28.3%	28.8%	31.2%	31.7%	30.4%
85歳以上	71.6%	71.8%	71.7%	71.7%	71.8%	71.6%	71.8%	72.0%	72.7%	72.4%

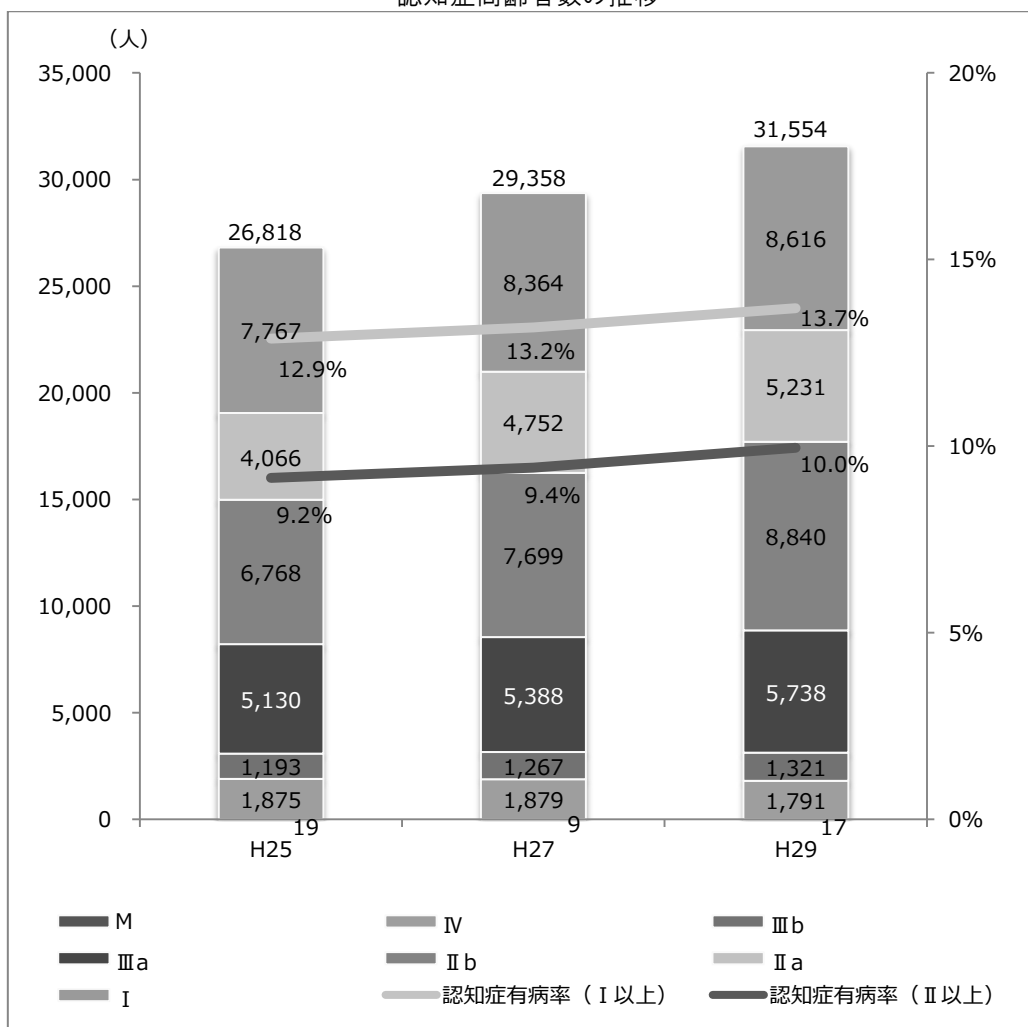
（各年9月末時点）

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（日常生活自立度 I 以上）は、平成 29 年 8 月末時点で 31,554 人となっており、高齢者人口に占める割合（認知症有病率）は 13.7% となっています。認知症高齢者数は、増加が続いており、また、認知症有病率も上昇が続いています。今後も認知症高齢者は増えていくものと見込まれ、認知症施策の一層の充実が必要になるものと考えられます。

認知症高齢者数の推移



(各年9月末時点、平成29のみ8月末時点)

資料：堺市資料

高齢者（第1号被保険者）のうち、平成28年9月末時点で、要支援者は18,101人、要介護者は31,689人であるのに対し、認定を受けていない人は177,623人となっており、高齢者の78.1%は介護の必要のない、比較的元気な高齢者であると言えます。

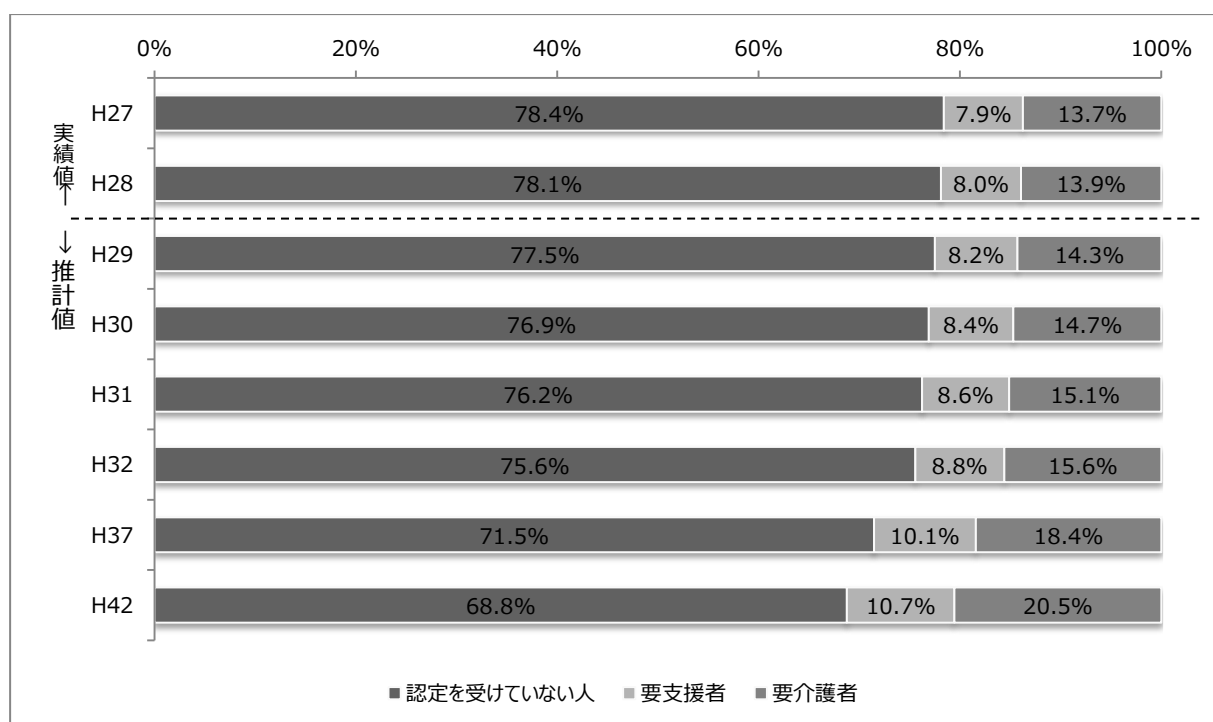
今後も75歳以上、85歳以上の高齢者の増加に伴って、要介護等認定者（要支援者、要介護者）の割合が上昇するため、認定を受けていない人の割合は低下していくものと見込まれますが、全体の7割程度は介護の必要のない、比較的元気な高齢者が占めるものと想定されます。元気な高齢者の健康づくり活動や介護予防の取組への支援、生きがいづくり及び社会参加の促進がさらに重要になってくるものと考えられます。

高齢者の状態別内訳

実績値← →推計値

(人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37	H42
認定を受けていない人	174,613	177,623	178,437	178,257	177,222	175,644	161,215	151,456
要支援者	17,489	18,101	18,829	19,469	20,056	20,553	22,843	23,528
要介護者	30,608	31,689	32,919	34,066	35,169	36,274	41,548	45,229
合計	222,710	227,413	230,185	231,792	232,447	232,471	225,606	220,213



(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

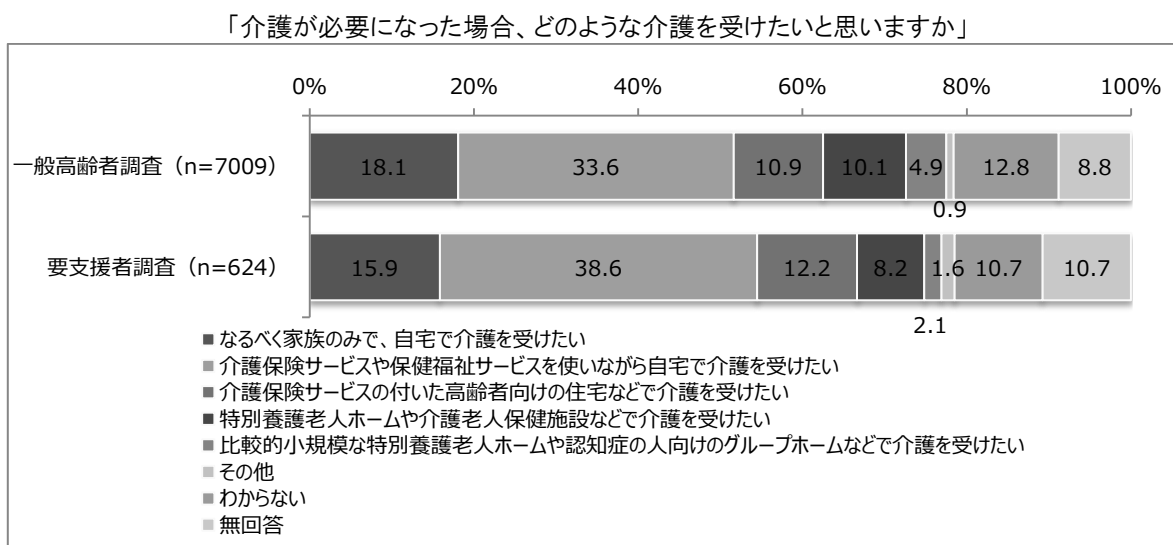
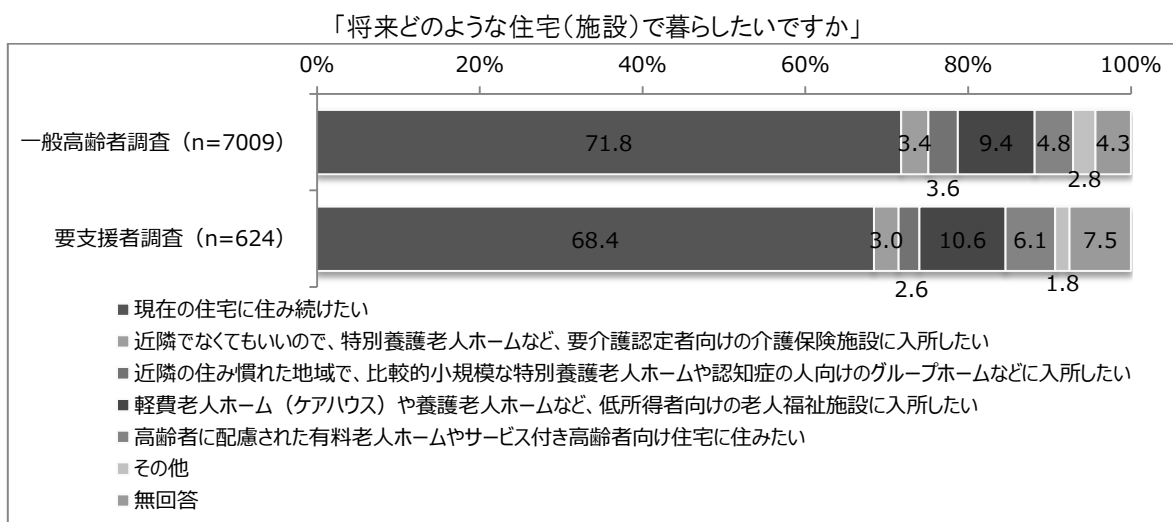
(2) 高齢者等実態調査結果の概要

市内の高齢者等の生活状況や保健・福祉などに関するニーズを把握するため、平成 28 年度に「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その概要及び調査結果から見える課題について総括します。

調査種別	調査対象
一般高齢者調査・要支援者調査	要介護等認定を受けていない65歳以上の方 要支援認定（要支援1、2）を受けている65歳以上の方
要介護者調査	要介護等認定（介護1～5）を受けている在宅の65歳以上の方 （介護保険サービス利用者・介護保険サービス未利用者）

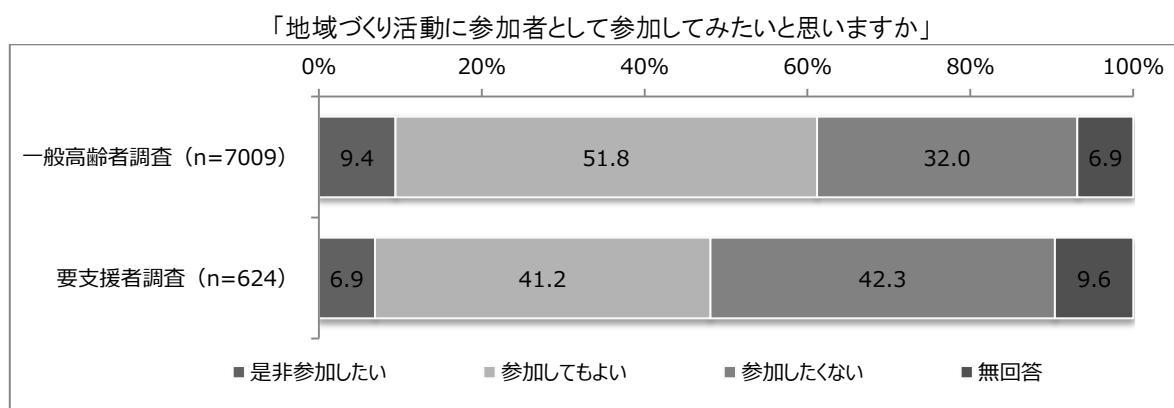
現在の住まいに住み続けたいという希望【一般高齢者調査・要支援者調査】

高齢者の将来の住まいの意向としては、現在の住まいで住み続けることを望んでいる方が約 7 割となっており、在宅生活のニーズが高いことがわかります。また、今後の介護に対する意向についても、自宅で介護を受けたいという方が多く、在宅生活を継続できる環境整備が必要です。



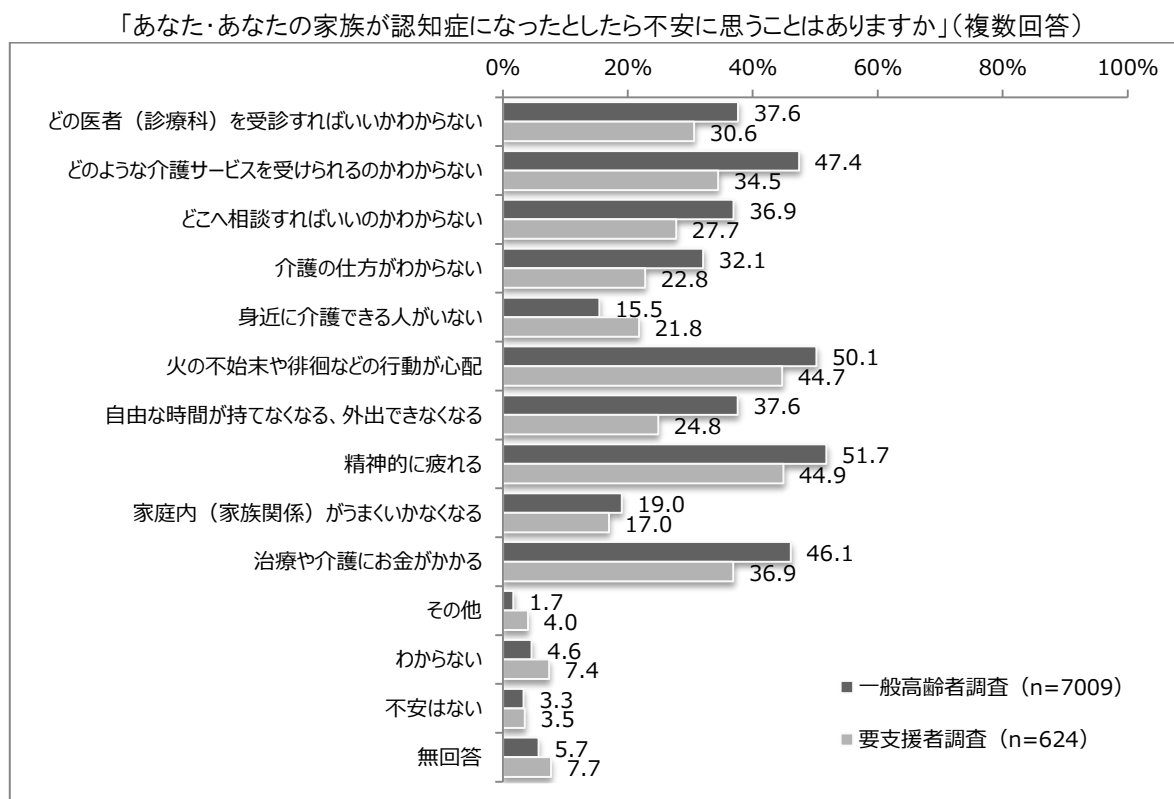
地域づくりへの参加意向【一般高齢者調査・要支援者調査】

地域づくり活動への参加意向については、一般高齢者では、「是非参加したい」、「参加してもよい」という人が約6割となっています。地域づくりの支え手となりうる人の地域活動への参加促進の仕組みが必要であると考えられます。一方、要支援者では、その割合が低下しており、身体状況により参加意向の低下する傾向が見られます。それぞれの身体状況等に応じた多様な参加方法を考えていくことが重要です。



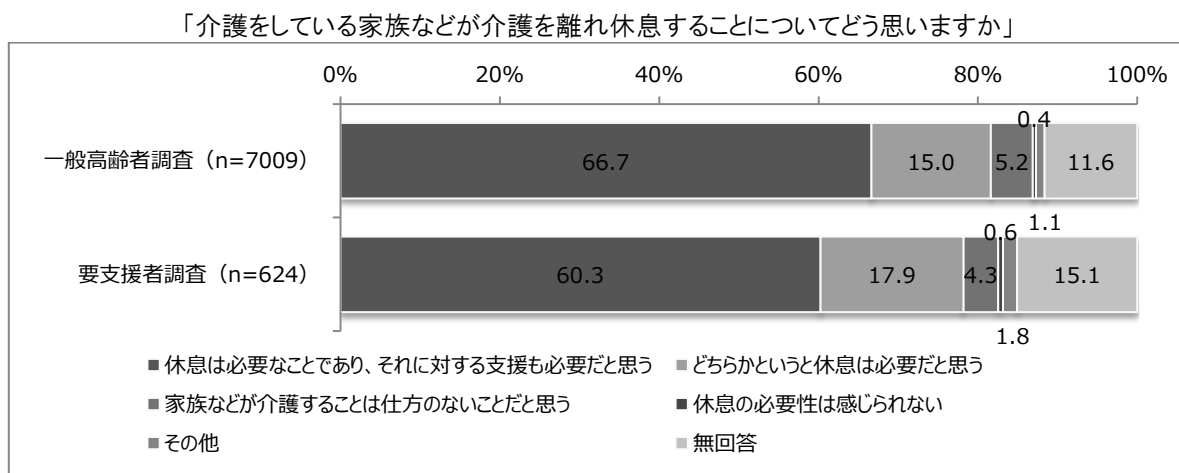
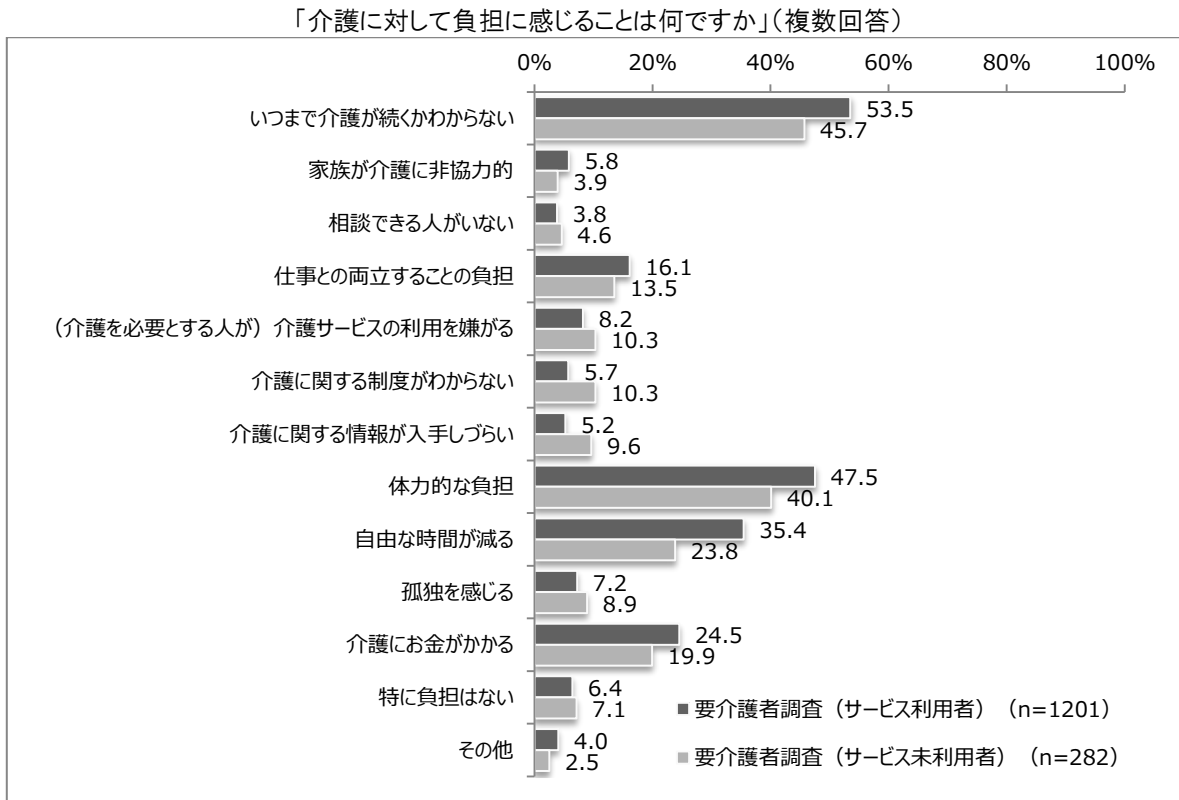
認知症に対する多くの不安【一般高齢者調査・要支援者調査】

認知症に対する不安として、介護サービスや医療面、行動の不安や介護の不安など、様々な不安が多くあげられており、状況に応じた、家族支援も含めた適切な認知症支援や、認知症に対する正しい理解のための普及啓発等が必要と考えられます。

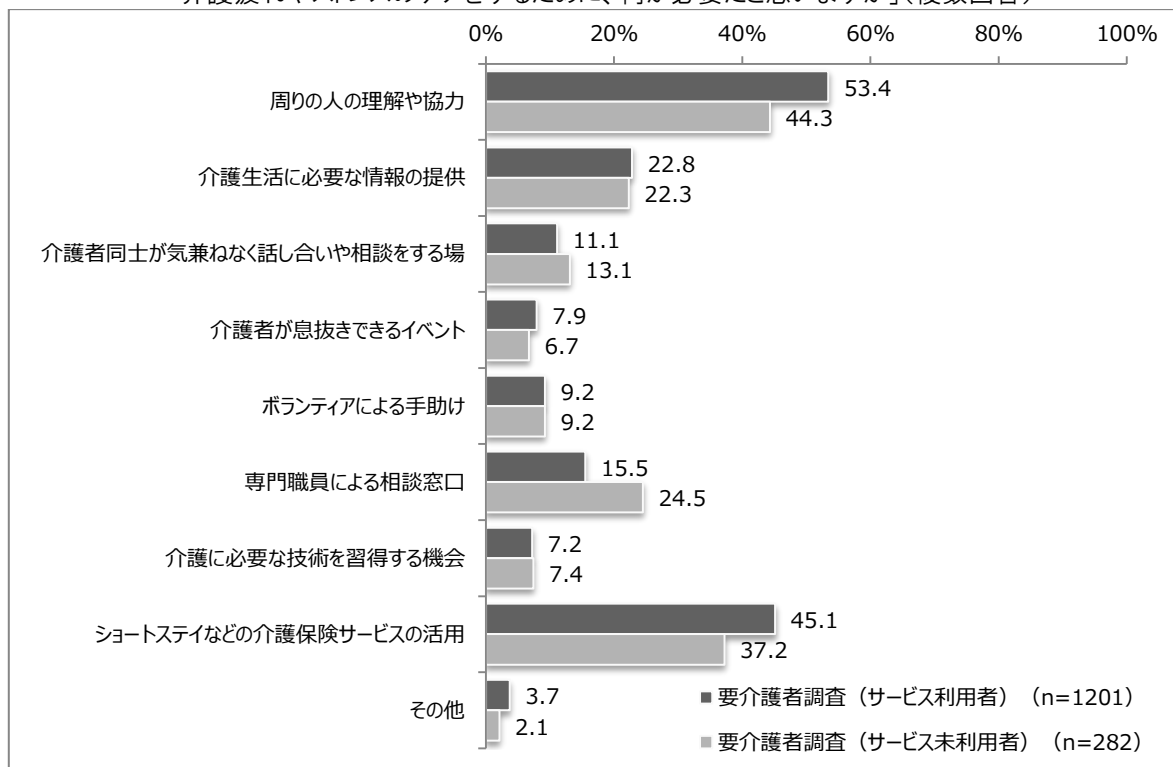


介護者の負担は大きく、介護者の休息が必要【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

介護者の多くが介護の負担を感じています。介護者の休息が必要と考える人も多く、介護者への支援や適度な休息（レスパイト）の必要性についての普及啓発等が重要であると考えられます。



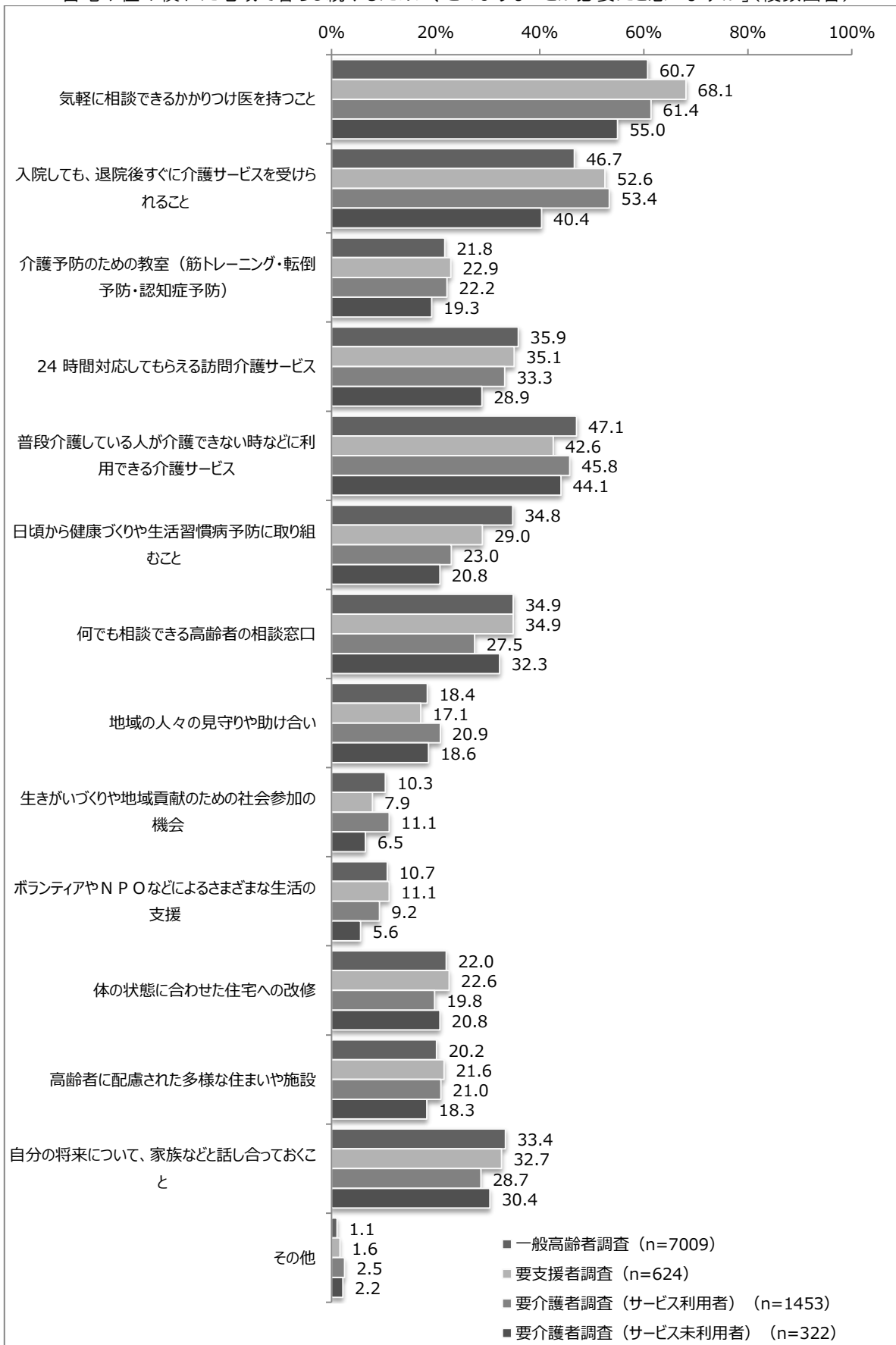
「介護疲れやストレスのケアをするために、何が必要だと思いますか」(複数回答)



住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこと【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

在宅で介護を受けて生活するニーズが高い中、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、医療や介護サービスの充実に関するニーズが高くなっています。また、要介護者では、健康づくりや介護予防の重要性をあげる人も多く、医療や介護サービスの基盤整備とともに、介護予防等の取組も一層進める必要があると考えられます。

「自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために、どのようなことが必要だと思いますか」(複数回答)



5 前計画の評価

前計画における施策の推進状況、課題及び評価を以下に示します。本計画では、前計画の推進における課題等を踏まえながら、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた総合的な取組を進めていきます。

(1) 在宅ケアの充実

地域包括ケアシステムの構築において、医療・介護の連携のもと、在宅ケアの体制強化が重要になります。本市では、医療・介護の連携強化、地域包括支援センターの機能強化、在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実、市民への情報提供や意識啓発などを中心に、在宅ケアの充実に向けた取組を進めてきました。

高齢期においては、生活の場で安心して暮ら続けることができるように、地域の医療や介護等の関係機関が協力・連携して、高齢者の暮らしをサポートすることが大切です。計画期間中に、かかりつけ医・かかりつけ歯科・かかりつけ薬局、地域包括支援センター等についての普及啓発の働きかけを進めました。このことにより、住み慣れた地域で暮らし続けることについて必要なこととして、平成 28 年度の高齢者実態調査の結果では一般高齢者・要支援者の 61.3%、要介護者の 60.2%が「気軽に相談できるかかりつけ医をもつこと」としていました。普段からかかりつけ医等に相談しながら、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを意識されおり、取組の成果が出ているものと考えられます。

在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携が重要で、本市では、専門家会議の開催等を通じ、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行うとともに、身近な地域での講演会等を通じて、在宅医療・介護の普及を行いました。また、多様な関係機関が連携する相談支援、地域福祉を推進するキーパーソンとなる「地域福祉ねっとワーカー（CSW）」を各区に配置し、複合的な課題や制度の狭間に置かれている個人・世帯の支援を行ったほか、分野やエリアを横断したネットワーク構築、地域活動の活性化などを進めました。

また、医療や介護の関係者に在宅医療に関する情報提供や支援・相談を行う「堺地域医療連携支援センター」を設置しました。入退院から自宅での療養において、スムーズな移行に繋がるものです。設置の初期においては、周知に時間を要することから相談件数は少ない状況ですが、きめ細やかな対応につながるよう役割の周知や、在院日数短縮や在宅での看取りなどの医療や在宅療養の心構えの変化に対応していくことが課題と考えられます。

今後は、さらに多職種連携を進めるとともに、連携に向けた情報の集約化や必要な情報を効率的に共有するためのツールの普及などの推進が必要となります。また、在宅医療や、住み慣れた地域で安心した生活を続けるためのサービスである地域密着型サービスなどの基盤を一層充実していく必要があります。

（２）認知症支援の充実

認知症高齢者の数が増加する中、本市では、その支援として認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成、認知症徘徊 SOS ネットワークの構築、国の要綱をふまえた各研修等を通じた人材育成などを進めてきました。また、早期発見・早期診断につなぐために「認知症初期対応ガイドブック」を改訂するなど、認知症医療体制の充実に取り組みました。認知症初期集中支援チームを認知症疾患医療センターに設置し、相談対象を地域包括支援センターに限定する仕組みにより、鑑別診断から在宅生活の継続に繋がるまで、途切れることなく支援を行うことのできる体制を構築しています。この仕組みにより、対応の 50%が在宅生活を継続できており、認知症であっても適時適切な介入で、住み慣れた地域での生活を維持できることが分かっています。地域で医療や介護の関係機関が連携して関わっていくことが重要です。

地域においては、市内事業所等が開催する「堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）」の活動を支援し、複数の事業者が取り組み、身近な場所での開催の拡大を促進しています。

今後も、認知症高齢者の数は増加が続くものと想定され、地域包括ケアシステムの構築において、認知症施策は重要な取組となります。早期発見・早期診断・早期対応の仕組みをさらに充実するとともに、医療・介護に関わるあらゆる専門職と市民が、認知症の対応力の向上に努める必要があります。また、在宅で生活する高齢者のみの世帯や認知症高齢者が在宅で生活する数も増加が見込まれるため、消費者被害の防止や特殊詐欺被害の防止、権利擁護などの観点からの在宅生活支援が大変重要となります。

（３）高齢者が安心して暮らせるまち・住まい

高齢者が安心して地域生活を送るためには、適切な「住まい」の確保が重要となります。本市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や、住宅改修等への支援などを通じて、高齢者の住まいへの支援を行ってきました。また、近年、サービス付き高齢者向け住宅が増加しており、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報をホームページなどで提供するとともに、住宅に対して寄せられる様々な問い合わせへの対応を通じて、多様化する高齢者の住宅事情の情報提供を行っています。

また、平成 28 年度より、地域包括ケアシステム推進会議の中に、「高齢者の住まい暮らし専門家会議」を設置しました。高齢者が自立と尊厳をもって住み慣れた地域で安心して暮らすための住まいと暮らしの質の確保をめざして、まずは、医療・介護関係者と住まいの専門職で、顔の見える良好な関係づくりを進めてきました。

会議では、高齢者の住まいの質の確保及び向上のために取り組んでいること、住まいにおける在宅医療や介護の連携について、現状、課題や改善策等を多職種関係者と意見交換・情報共有しているところです。

今後も、引き続きこれらの取組を進めていくとともに、住まいのあり方が多様化する中、質の向上に向けての指導のあり方などを検討していくことも重要となります。

高齢者にやさしいまちづくりとして、道路や公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、防災体制の充実等に取り組んできました。

都市環境については、引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。防災については、「堺市地域防災計画」などに基づき、災害時において、高齢者などの要配慮者が円滑に安全に避難できるように、平時からの備えを一層充実していく必要があります。

（４）介護サービス等の基盤整備

事業者への指導・助言、介護相談員の派遣、介護給付適正化事業などを通じて、介護サービスの質の向上を進めてきました。今後も、引き続きこうした取組を推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。

また、人材の確保・定着は、介護サービスの基盤として重要な要素であることから、職員が働きやすい職場環境の改善に自立的・主体的に取り組むための点検ツールの介護事業所への提供や、新規及び中堅職員向けの研修や大阪府と連携した介護職の魅力発信の取組など、事業者の人材確保を支援する取組を進めてきました。支援により、職場環境の改善が生まれ、事例共有会議の開催では、参加事業者の9割近くが「改善事例について自分の職場で活用できる」との回答があり、一定の成果がありました。

しかし、堺市高齢者等実態調査では、「職員が不足している」と回答した事業者の割合が56.7%と前回より4.8ポイント上昇しており、依然として人材不足となっている事業所が多いため、人材確保や介護職の定着・スキルアップ等に向けた取組の一層の充実、事業所のニーズや課題に合わせた事業内容の見直しが必要です。

介護保険施設の整備については、住宅系サービスの整備状況等も踏まえて、入所希望者の状態像やニーズに応じた整備が進むよう、手法を検討していく必要があります。

（５）介護予防の推進と新しい総合事業の実施

地域包括ケアシステムにおいて、介護予防及び生活支援は重要な観点であり、本市では、介護予防の取組として、地域での介護予防教室「げんきあっぷ教室」等では、教室修了後も取組を習慣化できるようなきっかけづくりや、堺市版認知症予防体操「堺コッカラ体操」の普及啓発などを重点的に進めてきました。参加者からは、心身的な変化など効果の実感を得られたと好評をいただいておりますが、定員数が限定されるなど、広く市民に取組が浸透しているとは言い難い面もあります。市民自ら介護予防等の取組を生活の中に取り入れることで、要介護状態に陥ることなく、いきいきと毎日を過ごすことができるよう、介護保険制度の理念に基づく施策の実施や関係機関の連携、知識の普及等に取り組んでいく必要があります。

また、生活支援に関しては、堺市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、市内の社会資源の情報を整理するとともに、コーディネーター業務のモデル実施を行うなど、地域資源を活用した生活支援サービスを展開するための基盤づくりを進めてきました。要支援1・2の方を対象にした「新しい総合事業」については、平成29年4月からスタートし、

現行相当のサービス提供に加え、従事者の要件を緩和した訪問や通所のサービスや短期間の集中的な機能訓練の通所型のサービス提供を行っているところです。

住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けるためには、本人・家族が自分の持てる力を活用して生活する「自立支援」の考え方を理解することが重要であり、こうした観点から、介護予防の普及や「新しい総合事業」への理解を進めていくことが重要となります。「新しい総合事業」については、今後の事業の動向やニーズ等を見極めつつ、サービスを創出する仕組みや、サービスをコーディネートしたり、担い手を増やしたりする支援が必要となります。

（６）健康の保持・増進

高齢期に自立した健康な生活を送るためには、多くの市民が若い頃から健康づくりに取り組み、そのことが介護予防につながるように実践していくことが重要となります。本市では、健康増進計画である「健康さかい 21（第 2 次）」計画などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、これらの計画と連携し、地域の健康づくり活動への支援、健康相談、健康情報の提供等を通じて、健康の保持・増進に向けた取組を進めてきました。

心身機能の維持・向上という観点のみならず、健康寿命の延伸や社会参加、生きがいづくり等、多様な選択肢で健康づくりを考えつつ、健康づくりに向けた総合的な取組を進めてきました。「健康づくりの主体は市民」である認識のもと、健康づくり自主活動グループの育成と活動の支援を行ってきた結果、各区の保健センターを中心に、ウォーキングや体操など継続した活動につながっています。自分たちが健康になることを考えるだけでなく、市民から市民へ口伝えで、健康づくりの輪が広がっており、住民が自ら健康づくり・介護予防に継続的に取り組める環境づくりの一助となっています。

また、生活習慣病などの重症化予防に向けた健康教育や健康相談の充実を図り、多様化する健康課題に対応しています。そうすることで、疾病を予防することの必要性の認識が向上しています。

（７）高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、様々な事業を展開してきました。また、社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者の起業・就労支援、就労機会の拡大などの取組も進めています。

その結果、おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度については、計画期間中の目標値である 510 万人に対して平成 28 年度実績が約 578 万人と、高齢者が外出しやすい環境を整備することで情報提供やきっかけづくり、社会参加の促進を図ることができました。

一方、老人クラブの活性化については、会員数・老人クラブ数ともに平成 25 年度を下回っており、高齢者の生きがいづくりを進めるうえで活性化をどのように図っていくかが課題となっています。また、シルバー人材センターについても、会員数・契約件数等の目標値を

下回っており、定年延長や雇用形態の多様化など変化する社会情勢への対応が課題と考えられます。

今後も、高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。また、地域包括ケアシステムにおいて、公的サービス以外にも多様な主体によるサービスや住民が主体となった生活支援が重要であることから、地域資源を活かした取組やサービスの創出、資源とニーズのマッチング、担い手の拡充などを通じて、高齢者が社会の担い手として活躍できる基盤の充実も必要となります。

また、介護のために離職する人や、老老介護、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」など、介護者の過重負担が社会的な問題となる中、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、本市では、家族介護支援事業などを進めるとともに、「ダブルケア相談窓口」を区役所内にある基幹型包括支援センターに設置しました。さらに、地域において、身近にいる介護者への声掛けや見守りなどの手助けをする「さかいお節介士」の養成を推進しています。

家族介護者が、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせるために、今後も支援の一層の強化が求められます。介護負担を減少させ、在宅介護を続けるうえでの介護者の休息（レスパイト）の重要性について普及啓発を進めるとともに、相談支援の一層の充実や、介護者支援の担い手を養成し、活動支援を進めることが必要となります。

第2章 基本理念と計画目標

1 基本理念

高齢者数が増加を続け、そのニーズ等も多様化する中、本計画は、本市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた道筋を示す計画となります。

心身ともに健康な状態を保ちながら、尊厳を持って自立した生活を送り、可能な限り住み慣れた堺市で自分らしく暮らし続けることが、市民の望む姿であると考えます。

このため、市民の健康を支えるとともに、必要なときに必要なサービスを提供できるような体制づくりや、介護予防及び日常生活の支援を行うための体制づくりを進めることが、市の責務であると考えます。また、市民が主体的に健康や自分らしい生活、地域社会での役割等について考え、活動できるように、環境づくりを進めていくことも、市の重要な役割と考えます。

このような考えから、高齢者ができるだけ健やかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの意思を尊重され、自分らしい生活を送ることができ、また、地域社会の担い手として社会から必要とされ、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、高齢者が自立と尊厳を持って暮らすことのできる「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち」と考えています。

基本理念に向けて、高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活を様々な形で支える「地域包括ケアシステム」の構築された社会をめざすことが目標となります。また、「地域包括ケアシステム」の構築を通じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が実現されていくものと考えます。

【地域包括ケアシステムとは】

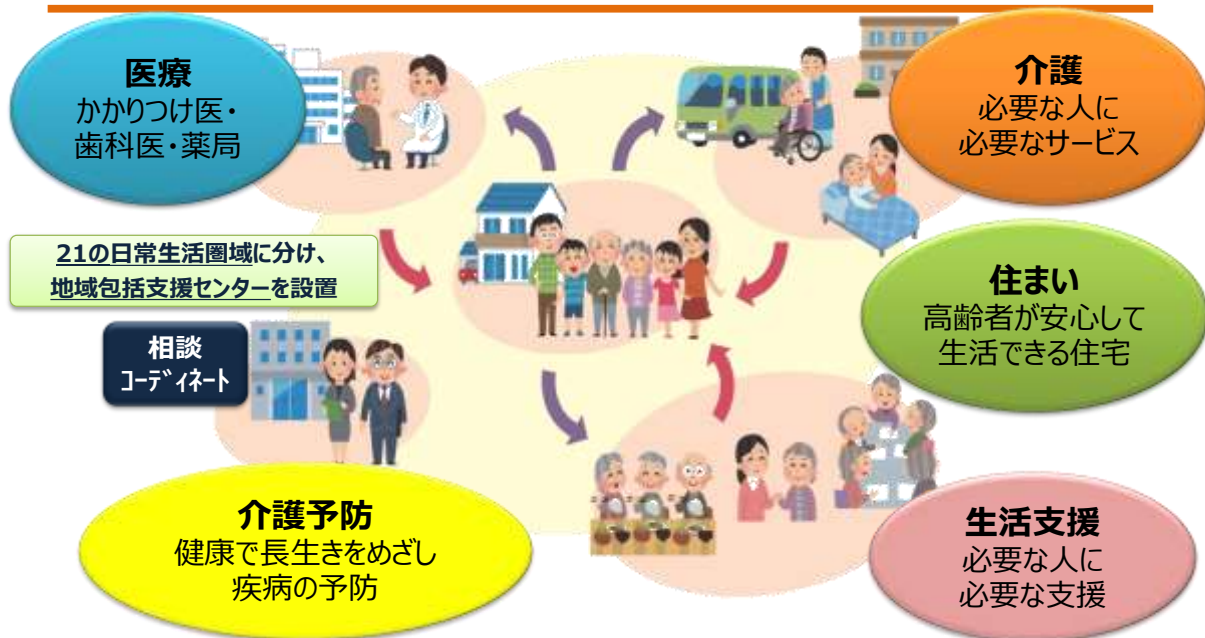
地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のことであり、このような体制を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。地域包括ケアシステムについて、国及び地方公共団体は構築に努める義務があると規定されています。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域の様々な主体が連携することにより、高齢者本人や家族が、どのように生活していくかを主体的に選択でき、高齢者の生活の基盤となる住まいが確保され、個々の課題に合わせて介護、医療、日常生活支援、介護予防や自立支援・重度化予防などを担うサービスが適切に提供される仕組みづくりが必要となります。

また、地域包括ケアシステムの基盤として、「自助・互助・共助・公助」の観点から、高齢者自身の主体的な参画による地域づくりも重要となります。高齢者人口の増加に伴い、医療・介護が必要な人や認知症の人など、地域で支える必要のある人が増えていきますが、高齢者の多くは、介護等の必要のない、元気な方です。こうした高齢者の地域での活躍の場を広げながら、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを、高齢者も含めた地域全体でつくりあげていくという視点も求められます。

地域包括ケアシステム

～安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺～



2 計画目標

地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が安心して健やかに、いきいきと暮らすことができる社会を形成するために、計画の取組を推進します。そのためには、行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が共生と協働の観点から計画を推進していくことが必要です。基本理念に基づき、以下の3つの視点を計画の目標として取り組みます。

●生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムの構築をめざします。

生活の安心を支えていくためには、地域において、医療、介護、生活支援など、高齢者が必要とするサービスが適切に提供されることが重要となります。介護サービスの基盤整備や質の向上などに引き続き取り組むとともに、在宅生活を支援する多様なサービス基盤や医療・介護の連携、在宅医療体制の充実など、高齢者の生活の安心を支えるうえで特に重要と考えられるものを重点的な取組として推進していきます。また、認知症対策の一層の充実にも取り組んでいきます。さらに、介護を担う家族への支援などについても取組を進めます。

●すこやかに暮らす

高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう、支援を一層推進します。

高齢期の健やかな暮らしの継続には、介護予防と健康づくりの取組が重要であり、地域包括ケアシステム構築の観点からも重点的に取り組む必要があります。介護予防においては、総合事業が大きな役割を担うため、その基盤づくりを中核として、地域における介護予防の体制充実を図り、高齢者が適切に介護予防に取り組むことのできるしくみづくりを進めていきます。また、介護予防とともに、介護の必要な高齢者の自立支援や重度化の防止等にも取り組みます。さらに、高齢者の健康づくりについても一層の取組を進め、生活習慣病の予防や日常の健康管理などに力点を置いた健康づくりの支援を進めていきます。

●いきいき暮らす

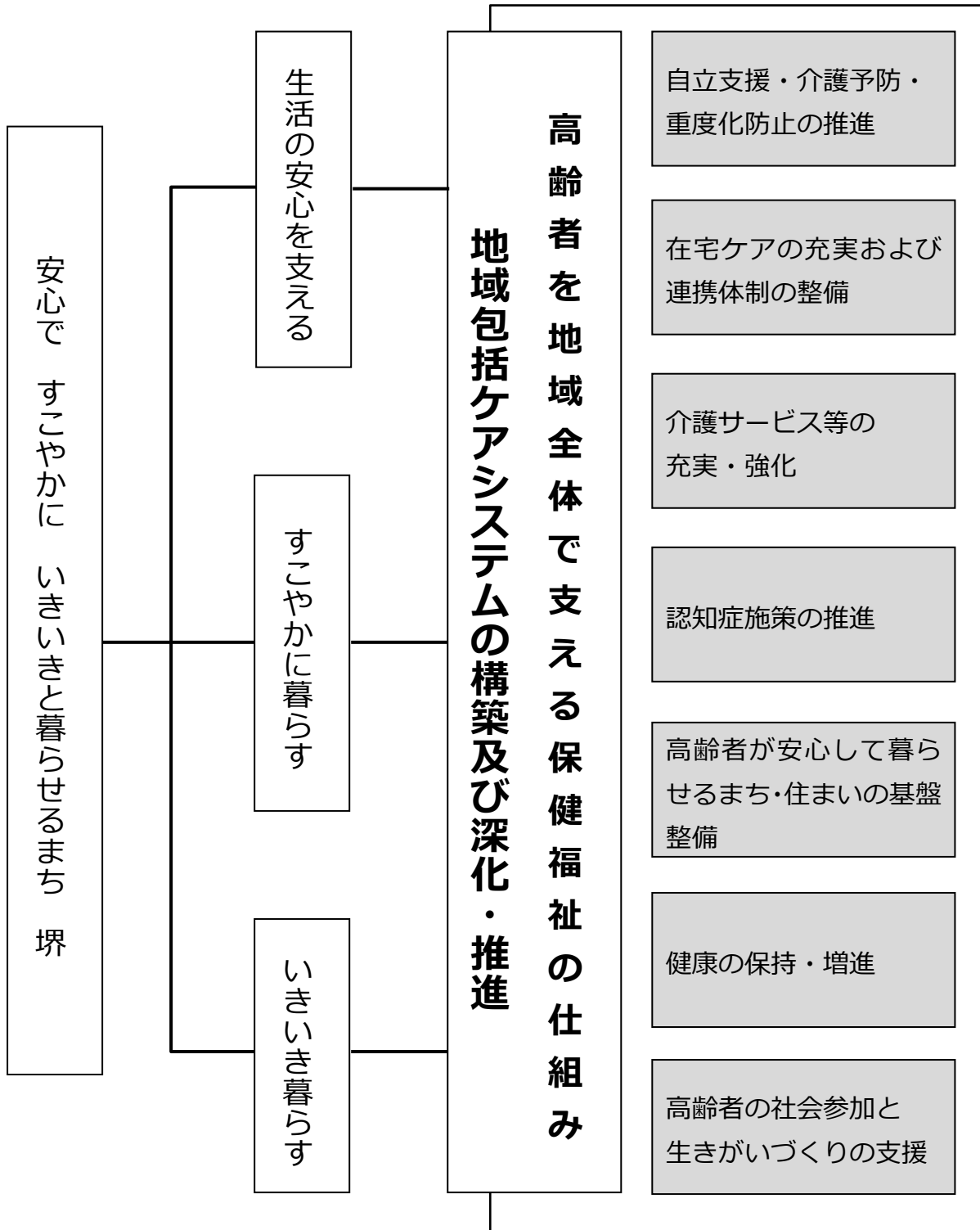
高齢者自身が、長年にわたって培ってきた知識、経験、技術などの自らの能力を活かし、高齢期の生きがいの糧とするとともに、主体的かつ積極的に社会参加を進めることは、高齢

期の生きがいづくりにもつながることから、高齢者の生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などの支援、環境づくりを一層推進します。

また、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、心身の健康や、社会とのつながりなどが重要となります。今後、社会における高齢者の数はさらに増加し、人口減少社会の中で、地域の支え手としての役割は、一層大きくなります。高齢者が元気であることは、社会が元気であることにもつながります。高齢者が生きがいを持って社会の担い手として活躍できる仕組みづくり、地域包括ケアシステムの一翼を担う主体として活躍いただける場を充実していくことを重点的な取組として推進していきます。

3 施策体系

計画の目標をふまえ、本市における高齢者施策を総合的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた施策を展開するために、本計画では、以下の体系に沿って取組を進めるものとします。



第3章 施策の展開

1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしを支えるものであり、介護保険制度の理念においても重要な取組となります。

高齢者が身近な地域で介護予防に取り組むことができる体制づくりを推進するとともに、ロコモ（足腰の筋力低下）予防も含めたフレイル（加齢による心身の活力低下などの虚弱）予防などの観点を踏まえた多様な取組を推進します。また、要支援者等の自立支援や、要介護状態が重度化することをできるだけ防止するための取組等も進めていきます。

地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、必要な人に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供されるように、体制の充実を図ります。

（1）介護保険制度の理念周知

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。

制度の理念において、サービスは、本人の選択に基づくとともに、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、総合的かつ効率的に提供されるべきことが謳われています。

また、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努め、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。

高齢者の自立支援や介護予防の支援、重度化の防止等を進めていくためには、支援体制の充実・強化とともに、市民や事業者の自覚的な取組が重要となります。介護保険制度の理念の周知を通じて、自立支援、介護予防及び重度化防止への意識の醸成を図ります。

【事業展開】

介護保険の理念周知に関する活動			
事業内容	市ホームページ、パンフレット、区役所や地域包括支援センターなどの窓口、出前講座、講演会や、事業者集団指導、介護予防ケアマネジメント検討会議、研修会など様々なツールを活用して、市民や事業者に対し、介護保険の理念周知を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	理念周知を行う介護事業所の割合	—	100%

(2) 介護予防の推進と普及啓発

地域支援事業における介護予防事業等を中心として、すべての高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、体制づくりを進めていきます。

介護予防の効果を上げていくためには、セルフマネジメント（自己管理）が大切になります。本人の自己管理とともに、家族、地域包括支援センター、事業者等が情報を共有することで適切なサービス提供が期待できることから、「生活習慣病の予防」や「ロコモ（足腰の筋力低下）予防も含めたフレイル（加齢による心身の活力低下などの虚弱）予防」、「認知機能の低下の予防」などの介護予防効果に関する周知・啓発・情報提供を充実するとともに、介護予防の取組が望まれる人への意識づけや働きかけを推進します。

介護予防に取り組み、それを継続できるようグループ育成と支援を進めます。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域における介護予防の場づくりを推進します。

【事業展開】

介護予防把握事業			
事業内容	地域包括支援センターの窓口等で対面により、基本チェックリストによるチェックを行います。また、収集した情報等を地域の実情に応じて活用することにより、閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	基本チェックリスト実施件数	791件	350件

げんきあつぷ（ロコモ予防）教室の開催			
事業内容	運動器の機能低下により要介護になるリスクを低減し、関節疾患や体力低下による生活機能低下（ロコモティブシンドローム）を防ぐため、げんきあつぷ教室を開催します。筋力トレーニング等の運動により、歩行や立ち上がり等の基本動作能力に影響を与える下肢・体幹の筋力低下防止やバランスの向上を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	開催回数	703回	756回
	参加者数	12,554人	13,000人

口腔機能の向上をめざす講座の開催			
事業内容	口腔機能の維持・増進や、口の中の細菌を減らすことで誤嚥により引き起こされる肺炎などを予防するため、保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による講座を実施します。健口（けんこう）体操や、適切な歯のみがき方、歯間部清掃用具の使用方法などをアドバイスするなどにより、口腔機能向上の取組を日常生活に取り入れることをめざします。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	口腔機能向上の普及啓発	47回	

低栄養予防の取組			
事業内容	高齢者が、低栄養（食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足など）の状態になることを防ぐために、健康教育（栄養教室）などを地域に出向いて実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しめるような働きかけを行います。 また、地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	低栄養予防出前啓発事業開催回数	86回	90回

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室			
事業内容	認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。さらに、教室で学んだ内容を日常生活の中に取り入れ、生活習慣を改善するきっかけにする「ひらめき脳トレ手帖」を活用するとともに、介護予防のための仲間づくりや地域での教室参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	開催回数	220回	220回
	参加者数	3,770人	3,800人

地域介護予防活動支援事業				
事業内容	保健師等が保健センターや地域会館で、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、健康づくりや介護予防に関する講座を開催します。			
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）	
	介護予防健康教室	開催回数	474回	480回
		参加者数	16,428人	16,500人
	地域活動グループへの講師派遣	グループ数	112グループ	年間130グループ
		派遣回数	369回	年間400回

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。 「日常生活圏域コーディネーター」は、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

(3) 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防においては、自立状態にある人が要介護状態になることを予防する観点とともに、要介護状態からの改善や、より重度になることを予防する、自立支援・重度化防止の観点も重要となります。そのためには、介護予防ケアマネジメントの充実が必要であり、効果的なケアマネジメントの検討・展開に向けた取組を進めます。

【事業展開】

介護予防ケアマネジメント検討会議			
事業内容	自立・重度化防止に向けたケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	検討事例数	—	年間300事例
	会議参加事業所数	—	年間300事業所

(4) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

介護予防を効果的に展開するには、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。地域における住民の集いの場などにリハビリテーション専門職の参加を進めるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携により、介護予防につながる多様な取組を推進します。

【事業展開】

地域リハビリテーション活動支援事業			
事業内容	地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援・介護予防・重度化防止に資する取組を推進します。 リハビリ専門職や介護職等に向けた技術支援研修なども行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	リハビリ専門職派遣件数	—	60件
	専門職や介護職向け研修参加者数	—	150人

(5) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

従来、介護予防給付として実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年4月より地域支援事業へ移行しました。これらの事業を含め、地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、地域の実情に応じて多様な主体がサービスを提供する介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進めます。

また、地域の中で、多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、生活支援コーディネーター機能の強化を進め、サービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加えて、さまざまなサービス提供主体の育成支援に取り組みます。

【事業展開】

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援					
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。				
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）	
	校区福祉委員会数		93委員会	93委員会	
	小地域ネットワーク活動指定校区数		93校区	93校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問		93校区	93校区
		家事援助		20校区	22校区
		介護援助		3校区	6校区
		外出支援		23校区	23校区
		配食活動		7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン		91校区	93校区
		ふれあい食事会		84校区	84校区
		地域リハビリ		56校区	57校区
		世代間交流		91校区	93校区
		子育て支援		84校区	88校区
		ふれあい喫茶		83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）		81校区	85校区
		研修・学習活動		79校区	80校区
校区ボランティアビューロー		84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動		83校区	90校区		

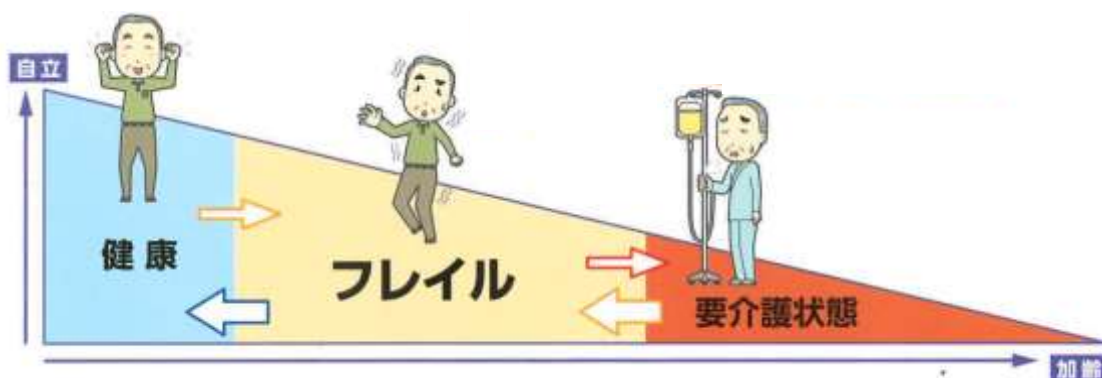
地域における多様なサービスの構築			
事業内容	介護予防訪問介護、介護予防通所介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを構築します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	多様なサービスの普及	—	地域の実情とニーズを鑑みつつ多様なサービスを構築していく。

(6) 地域の通いの場の創出

地域における介護予防の取組を促進するために、生活支援コーディネーターの配置を進めます。生活支援コーディネーターを中心に、地域課題と地域資源のマッチングにより、サービスメニューの多様化、サービス提供主体の多様化・育成支援等に取り組み、地域での介護予防の活動の場づくりを進めます。

【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。		
	「日常生活圏域コーディネーター」は、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件



2 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができる環境をつくるためには、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制が重要となります。医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実など、在宅ケアの基盤整備に向けた取組を進めます。

また、在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないようにしていくことも重要となります。家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進していきます。

(1) 医療・介護の連携強化

介護の必要な高齢者の在宅での生活を支えていくためには、医療と介護が連携して高齢者を支援していく体制づくりが必要となります。医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉・介護職等との連携体制の構築に向け、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、全市的な体制づくりを進めていきます。また、在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、在宅医療・介護関係者の研修等の充実を進めます。

大阪府保健医療計画等をふまえ、関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進するとともに、在宅医療に関する普及啓発を進めます。

入院からの退院時の相談支援や地域医療・介護に関する情報提供など、在宅療養生活への円滑な移行を支援する体制づくりを進めます。

住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスが統合的に提供され、人生の最期を望む場所で迎えることができるように、医療と介護の連携を通じた基盤整備を進めます。

【事業展開】

在宅医療・介護連携推進事業			
事業内容	堺市地域包括ケアシステム推進会議を通じ、地域の在宅医療・介護の資源把握や課題の整理、対応策の検討を行います。 堺地域医療連携支援センターの運営等を通じ、在宅医療・介護の連携体制づくりに向けた取組を進めます。また、連携における情報共有ツール、相談窓口等の充実を推進します。 在宅医療・介護に関するリーフレットの作成・配布、地域における講演等を通じて、市民への在宅医療・介護の普及啓発を促進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	在宅医療・介護連携に関する施策等を検討する会議（地域包括ケアシステム、医療、介護、認知症、高齢者の住まい暮らし専門家会議）開催回数	全12回	継続的に開催し、課題の整理、対応策の検討を実施し、多職種間の連携を図る。
	在宅医療介護連携支援の環境整備	—	医療介護連携共通シート等の活用による連携の支援

地域の医療・介護資源の情報収集	—	地域の在宅療養に必要な資源を市民や関係機関等が容易に把握できるよう、リスト作成とホームページ公開
堺地域医療連携支援センターの運営	平成29年7月医師会へ設置	センターの普及啓発を通して、多職種からの対応件数を増やし、情報を蓄積し連携体制を作る。
地域住民への普及啓発	市民啓発リーフレット等の作成、講演会の開催等	引き続きリーフレット等の配布、身近な地域での講演会等を実施し、市民へ普及啓発を図る。
医療・介護関係者への研修	1回	3回
退院支援看護師・ケアマネジャー等向け実習	20名	35名

大阪府医療計画等との連携			
事業内容	大阪府保健医療計画等を踏まえ、関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進するとともに、在宅医療に関する普及啓発を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	医療部局との連携強化	庁内会議の開催	医療部局との連携を通じて、在宅医療・介護連携を始め地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備を進める。

多職種事例検討会の開催			
事業内容	各区において、多職種が具体的な事例を通じて意見交換や相互交流を図り、互いの役割を理解しあうことで、「顔の見える関係」づくりを進めるために、堺市医師会、基幹型包括支援センター及び関係機関が協働して、多職種協働による事例検討会を開催します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	多職種事例検討会の開催回数	各区1回	各区1回

（２）地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉を始め、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たします。

本市では、日常生活圏域に各 1 か所、計 21 か所の地域包括支援センターを、各区に 1 か所、計 7 か所の基幹型包括支援センターを設置しています。基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターへのスーパーバイズなどの後方支援を行い、困難事例や権利擁護を必要とする事案については、地域包括支援センターとともに対応しながら、区内の地域包括支援センターの相互の連携や総合調整を担っています。

地域包括支援センターの運営に当たっては、市が方針を示し、運営法人自らが課題の抽出、整理及び改善を図るとともに、より良い運営に向けた取組を推進するための事業評価を実施

します。評価結果については、堺市地域介護サービス運営協議会において学識経験者や関係者からも意見を聴取することなどにより、地域包括支援センターの適切な運営に努めていきます。

多様化、複雑化する高齢者等のニーズに対応し、地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、適切なサービス等につながるよう支援するため、必要な体制づくりや効果的な研修の実施などにより、各地域包括支援センターの職員の支援力の向上を図っていきます。また、ケアマネジャーの日常的な業務支援と質の向上のための研修等を介護予防ケアマネジメント検討会等と連動しながら推進します。

高齢者ネットワーク会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、さらには地域づくりの資源開発、政策の検討を行います。

【事業展開】

総合相談支援			
事業内容	高齢者やその家族、地域住民や関係機関からの相談に関して、正確な状況把握に努め、どのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど総合的な支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	高齢者総合相談	114,797件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
ネットワーク会議	3,253件		

権利擁護業務（虐待防止と適切な対処システムの構築）				
事業内容	高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、成年後見制度の利用促進や利用者支援など、高齢者が地域で安心して尊厳を保ち、生活ができるよう支援します。また、高齢者虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。			
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）	
	高齢者総合相談における権利擁護関係の相談件数	高齢者虐待	19,246件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
		成年後見制度	4,028件	
		消費者被害 その他	2,800件	
地域包括支援センターにおける新規虐待対応件数	214件	高齢者虐待の予防・早期発見につながる啓発を進め、高齢者虐待の防止を図る。		

包括的・継続的ケアマネジメント支援			
事業内容	高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが包括的・継続的に実施されるよう、ケアマネジャーの日常的な業務支援を行います。また、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	ケアマネジャー連絡会	205回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
	学習会・研修会・相談会	164回	
医療との関係強化の取組み	206回		

介護予防ケアマネジメント			
事業内容	要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	予防給付プラン作成（包括プラン新規）	517件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を図る。
	予防給付プラン作成（包括プラン継続）	19,684件	
	予防給付プラン作成（委託プラン新規）	4,278件	
予防給付プラン作成（委託プラン継続）	110,898件		

高齢者支援ネットワーク会議の推進			
事業内容	個別ケースの課題を集約する地域ケア会議機能を有する高齢者ネットワーク会議を開催し、多職種協働により、個別課題の解決を図るとともに、ネットワークの構築や地域課題の発見・把握を行います。また、そこで蓄積された有効な支援方法を共有し、地域課題を解決していくために、圏域別会議において、地域づくりや資源開発、施策の検討を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	個別課題の地域ケア会議	48回	必要に応じて開催する。
	地域課題を検討する地域ケア会議（区、圏域、校区）	142回	必要に応じて開催する。
	地域課題を検討する地域ケア会議（全市）	1回	1回

（3）在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

在宅生活の支援においては、介護サービス等が重要な役割を果たすことから、引き続きサービス基盤の充実を進め、特に地域密着型サービスに重点を置きながら基盤整備を図ります。

また、在宅生活の支援では、介護サービス等に加え、様々な生活支援サービス等が地域できめ細かく展開されることが重要となります。生活支援サービスや、地域における見守りや

互助活動などを通じた在宅生活の支援の充実を進めます。地域における取組に当たっては、「堺あったかぬくもりプラン3」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤づくりを進めるとともに、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていることから、複数の福祉分野の専門職が連携し、重層的な支援ができるように相談体制の充実を進めます。

【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	<p>生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」は、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

在宅療養を支える介護サービスの整備			
事業内容	<p>医療や介護が必要な高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスの充実が必要です。併せて、訪問看護を担う人材の確保・育成の必要性が高まっています。</p>		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備数	3か所	
	看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の整備数	6か所	

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】				
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	校区福祉委員会数		93委員会	93委員会
	小地域ネットワーク活動指定校区数		93校区	93校区
	個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	93校区
		家事援助	20校区	22校区
		介護援助	3校区	6校区
		外出支援	23校区	23校区
		配食活動	7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン	91校区	93校区
		ふれあい食事会	84校区	84校区
		地域リハビリ	56校区	57校区
		世代間交流	91校区	93校区
		子育て支援	84校区	88校区
		ふれあい喫茶	83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）	81校区	85校区
研修・学習活動		79校区	80校区	
校区ボランティアビューロー		84校区	87校区	
お元気ですか訪問活動		83校区	90校区	

見守りネットワーク事業の推進			
事業内容	高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同していただける事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し支援につなげる取組です。地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして高齢者の見守りネットワークづくりを促進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	登録事業所数	1,970件	2,200件

（４）家族介護者等への支援の充実

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしましたが、現在においても在宅介護における家族の役割は重要であることに変わりありません。家族介護者の過重負担や、介護のために離職するなどワークライフバランスの観点から課題を抱えている介護者も少なくないことから、家族介護者の精神面、身体面での負担を軽減するための取組を進めます。在宅等で安心して介護でき、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせるように、家族介護者を対象とした相談や情報提供、交流機会、また、「さかいお節介士」（介護者への声かけやちょっとした手助けをする応援者）を通じたアウトリーチ活動などの充実を推進します。

在宅での介護を続けていくためには、家族のみならず、近隣の住民の方や地域の様々な支援者など、多くの方の理解や支援が大切になるため、引き続き介護をするうえでレスパイト（休息）の重要性などについての普及啓発等にも取り組みます。また、高齢者を支える家族が、仕事と介護、子育てなど複数の課題を抱えていてもワークライフバランスを実現できる社会的気運の醸成や企業の雇用環境整備への支援を図ります。

【事業展開】

家族介護支援（レスパイト）事業			
事業内容	家族介護者の精神的・身体的負担を軽減し、在宅で安心して介護を続けられるよう、レスパイト（介護者の休息）の重要性について普及啓発するとともに、介護者をサポートする人づくりに取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	さかいお節介士養成講座延修了者数	275人	レスパイト（介護者の休息）の重要性について、様々な機会を通じて啓発を行うなど、介護者の支援につながる取組を進める。
	レスパイトの重要性・必要性の普及啓発	レスパイトは（どちらかと言うと）必要である 81.7%（一般高齢者）	90%（一般高齢者）

家族介護慰労金支給事業			
事業内容	低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護4又は5の方）が、一定期間何らかの事情により介護保険サービスを利用しない場合、申請に基づき要件を確認し、在宅で介護している同居家族を対象に、介護者の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年10万円を支給します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	支給件数	4件	各申請者の家族を訪問し、介護状況の確認、必要な関係機関、社会資源の情報提供を行い、介護保険制度利用についての理解を促していく。

ダブルケア相談窓口の充実			
事業内容	子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていることから、複数の福祉分野の専門職が連携し、ワンストップで相談対応できる窓口の充実を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	相談件数	66件	支援が必要な方を適切に支援できるよう、関係機関などとのネットワークを充実し、支援する。

(5) 市民への情報提供の充実や意識の啓発

在宅を療養の場として選択するニーズが高まる中で、在宅医療や終末期などについての正しい情報を市民に周知していくことが重要になっています。関係機関が連携し、在宅医療や介護、終末期対応等について、市民に分かりやすい情報の提供や広報を進めます。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅で生活を続けることについて、できるだけ早い時期から心構えを持ち、準備をしておくことが重要であるとの意識啓発を進めます。

【事業展開】

介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）			
事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度等の周知を引き続き進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	出前講座の参加人数	276人	延べ900人

在宅生活に対する意識啓発（在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等）			
事業内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで在宅生活を続けていくためには、かかりつけ医等との信頼関係をつくっておくことが必要であり、在宅生活を続けることへの心構えを持ってもらえるよう、市民への意識啓発を進めます。また、高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	かかりつけ医がいる	79.0%（一般高齢者）	100%（一般高齢者）
	かかりつけ歯科医がいる	52.2%（一般高齢者）	80%（一般高齢者）
	かかりつけ薬局がある	26.8%（一般高齢者）	55%（一般高齢者）
	地域包括支援センターの周知度（知っている）	44.1%（一般高齢者）	70%（一般高齢者）
介護施設や介護サービス等の説明や啓発	地域包括支援センターでの介護サービスに関する相談件数		支援が必要な方を適切に支援できるよう、関係機関と連携を推進する。

3 介護サービス等の充実・強化

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。また、地域の中で提供される多様なサービスについて、質を高め、円滑に利用できるようにしていくことが求められます。

利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。また、サービス提供事業者の情報公開や相談・苦情対応などの体制を充実します。

一方、利用者に必要な介護サービス等を提供するためには、それを担う人材の確保、育成が不可欠であるため、介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて、介護人材を円滑に確保できる環境づくりを進めます。

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設整備を適正に進めます。

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービスの質を高めるため、事業者への指導、関係機関で実施される介護サービス従事者等を対象とした研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。また、施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、指導や研修の充実を進めます。

【事業展開】

介護サービス事業者への指導・助言			
事業内容	適正適法なサービスを確保するために、定期的に行う実地指導を通して基礎的な法令等の周知や身体拘束ゼロに向けた啓発に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう指導及び助言を実施します。また悪質なケースについては、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	居宅サービス等事業者	153回	適切な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、継続的な指導及び助言を行う。
	地域密着型サービス事業者	48回	
介護老人福祉施設 介護老人保健施設	37回		

(2) ケアマネジメントの質の向上

適切な介護サービスの提供において、ケアマネジメントの役割がたいへん重要となります。ケアマネジャーへの研修やケアプラン点検、介護予防ケアマネジメント検討会議などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。また、自立支援、介護予防、重度化防止等の観点から、効果的なケアマネジメントのあり方を検討し、普及を図ります。

【事業展開】

居宅介護支援事業者研修の実施			
事業内容	介護保険制度運営の要である居宅介護支援事業者に対して、ケアプラン作成における必要な知識・有用な情報を提供し、さらなる質の向上を図ります。		
現状・目標	項目	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
	参加事業者数	249事業所	400事業所

ケアプラン点検事業			
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、個別面談方式あるいはグループ面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
	点検事業所数	68か所	延べ300か所

介護予防ケアマネジメント検討会議【再掲】			
事業内容	自立・重度化防止に向けたケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。		
現状・目標	項目	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
	検討事例数	—	年間300事例
	会議参加事業所数	—	年間300事業所

包括的・継続的ケアマネジメント支援【再掲】			
事業内容	高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが包括的・継続的に実施されるよう、ケアマネジャーの日常的な業務支援を行います。また、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。		
現状・目標	項目	現状(平成28年度)	目標(平成32年度)
	ケアマネジャー連絡会	205回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
	学習会・研修会・相談会	164回	
	医療との関係強化の取組み	206回	

(3) 介護人材の確保・育成

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、利用者に必要なサービスを提供するための人材の確保・育成が不可欠となります。介護・福祉職がやりがいのある魅力あふれる職業であることを伝える取組や、キャリアパスの導入支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、人材確保に向けた事業者への支援を通じ、介護人材がその専門的な技能を十分に発揮し、安心して仕事に取り組めるような環境整備を働きかけ、介護・福祉職の確保・定着に取り組みます。また、医療的知識の習得など専門性の向上に向けた人材育成への支援、介護従事者が働き続けることができるよう、相談支援や再就職支援等の取組を推進します。

【事業展開】

生活援助サービス従事者研修の開催			
事業内容	担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	研修修了者数	366人	300人

介護・福祉職向け研修の充実（さかい介護人材確保・育成支援事業）			
事業内容	研修会を開催し、良質な介護人材の確保を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者が自立的に職場環境の改善に取り組めるよう支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	研修会への参加者数	133人	150人

介護サービス事業者推奨制度（さかい介護人材確保・育成支援事業）			
事業内容	福祉、介護人材確保・育成に向けた取組を推進している事業者を推奨し、介護業界の魅力の発信と介護職の質の向上につなげることを目的としています。 推奨事項を設け、その要件を満たした事業者を推奨事業者として登録する制度を設けます。また、事業者の好事例の取組を紹介し、介護業界のイメージアップを促進するよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	推奨事業者の登録数	—	10件

介護サービス事業者の活動発表会と就職相談会の実施			
事業内容	市内介護事業者の活動発表会及び就職相談会を開催します。 発表会の参加者は事例を通して介護の仕事を知ることができ、興味をもった事業者へ就職の相談ができます。また、発表会を通じて、福祉、介護職のスキルの向上ややりがいにつながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	活動発表会の参加事業者数	—	8件

(4) 介護保険施設の適正な整備

前期の制度改正により、入所の対象者が要介護3以上の重度の要介護者が中心となりましたが、入所希望者の状況等をふまえ要介護1、2の方の入所の必要性も考慮しながら、引き続き適正な介護保険施設の新たな整備と既存施設の増床を進めます。

【事業展開】

※第4章 介護サービス量等の見込み 参照

(5) 介護給付適正化事業の推進

介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、第4期介護給付適正化計画（平成30～32年度）に基づき、介護給付適正化事業を引き続き推進します。

【事業展開】

認定訪問調査の適正化			
事業内容	適正な認定調査を実施するため、市認定調査員に対し定期的な研修を行い、認定調査の平準化及び質の向上を図ります。また、ケアマネジャー等に委託して行った認定調査が適切に行われているか、調査票の内容を全件チェックします。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	研修会数	12回	より効果的な研修となるよう内容の充実を図る。

介護給付費通知の発送			
事業内容	介護サービス利用者に対し、直近の利用実績を記載した給付費通知書を送付し、利用したサービス内容や費用に誤りがないかを確認してもらいます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	通知人数	162,407人	より効果的な方法を検討し、利用者全員に周知する。

医療情報との突合			
事業内容	介護保険給付実績等について、医療情報との突合を行い、整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	突合件数	31,146件	全件実施

縦覧点検			
事業内容	介護保険給付実績等について、算定回数・重複請求の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	点検件数	12,352件	全件実施

住宅改修の適正化			
事業内容	住宅改修工事が適正に施工されたかを、専門職等が現地に出向き、調査します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	調査件数	356件	384件/年（32件/月）

ケアプラン点検事業【再掲】			
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、個別面談方式又はグループ面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	点検事業所数	68か所	延べ300か所

福祉用具購入・貸与調査			
事業内容	直近の認定調査結果から利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与及び軽度者への福祉用具貸与について、ケアプラン等により必要性を確認します。また、市ホームページに福祉用具貸与価格の平均値等を掲載し、適正価格での貸与が行われるよう周知します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	確認件数	1,634件	2,500件

給付実績の活用			
事業内容	国保連合会から提供される給付実績データを活用して、不適正な給付がないかを点検し、必要に応じて、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に内容確認を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	過誤申立件数	1,516件	1,700件

(6) 費用負担への配慮

低所得者などにおいて、介護保険サービスにかかる費用負担が過重にならないように、軽減制度など安心して利用できる仕組みを設け、低所得者への配慮を行います。

【事業展開】

費用負担軽減制度等の運用				
事業内容	介護保険制度では、介護保険に係る費用負担が過重にならないように、各種軽減制度を設け、低所得者の費用負担への配慮を行っています。			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	介護保険料の減免猶予制度	減免件数	1,297件	介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、広報さかいなどさまざまな媒体を活用し、制度の周知を図っていく。
	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	証発行件数	0件	
	災害等による利用者負担額の軽減減免制度	証発行件数	0件	
	社会福祉法人利用者負担額軽減制度	証発行件数	130件	
	高額介護（予防）サービス費（受領委任払制度含む）	支給件数	144,381件	
	特定入所者介護サービス（特例減額措置含む）	支給件数	94,237件	
	高額医療合算介護（予防）サービス費	支給件数	6,214件	

紙おむつ給付事業			
事業内容	満65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護3～5又は要介護3～5に相当すると認められた高齢者（生活保護世帯及び介護施設に入所している方を除く。）に対し、1か月9,000円を上限におむつを給付することにより、自宅又は病院などでおむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	支給件数	27,925件	30,000件

(7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等

介護保険制度の周知・啓発に引き続き取り組みます。さらに、各種の生活支援サービスなどの普及にあわせ、サービス情報の提供や相談などの体制の充実を進めます。

■介護保険サービスに関する苦情相談

介護保険サービスに関する苦情・相談が当事者同士で解決されない場合、区役所等の相談窓口において苦情相談解決の支援を行います。

【事業展開】

介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）【再掲】			
事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、引き続き介護保険制度等の周知を進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	出前講座の参加人数	276人	延べ900人

事業所に関する情報提供（情報公表システム）			
事業内容	介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための事業者情報を、情報公表制度に基づきインターネットを通じて提供します。 また、介護が必要となった方やその家族、ケアマネジャー等に情報公表システムが認知されるよう、周知します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）

介護相談員派遣事業			
事業内容	介護保険サービス利用者などの相談に応じる第三者（介護相談員）を、派遣希望のある介護保険事業所へ派遣し、利用者のサービスに関する疑問や不満・不安などの解消を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	派遣回数	84回	140回

4 認知症施策の推進

認知症になる人の数は、今後も増加していくと考えられ、認知症施策の充実は、重要な取組となります。

認知症の方が、尊厳を保たれながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、認知症の方や家族への支援、地域における認知症への理解などが必要となります。そのため、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進や、地域での対応を進めるための基盤整備に取り組みます。

(1) 認知症に関する普及啓発の推進

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発と情報提供を行い、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター養成講座の講師となる認知症キャラバン・メイトの一層の拡充等を進めます。

【事業展開】

認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成			
事業内容	日常生活の中で認知症の方に出会ったときに、その尊厳を損なうことなく適切に対応することができる人を増やすことや、認知症に関する知識を広めるために、認知症サポーター養成講座を開催します。また、子どもたちも年齢に応じて、認知症や福祉について学べるよう、学校や地域の協力のもと、小中高大学校を対象として、認知症キッズ・サポーター養成講座を開催します。 あわせて、認知症サポーターを養成していくために、当講座の講師となる認知症キャラバン・メイトを養成します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症キャラバン・メイト数	668人	1,000人
	認知症サポーター数	47,002人	84,000人

(2) 認知症への適切な対応

認知症の早期発見・診断・対応を推進するため、市民の認知症への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症医療体制の充実に向けた取組をさらに推進します。

認知症支援に向け、医療、介護、福祉、地域などの関係機関が連携してネットワークを構築するとともに、サービスを切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。

「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）を活用し、ケースに応じたきめ細かい支援を提供できる体制を整備します。また、認知症の早期発見・早期対応においては、特に初期対応が重要であることから、認知症の方やその家族、かかりつけ医等に対して後方支援を

行うため、認知症の知識を持つ専門職（看護師・精神保健福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームの拡充を進めます。

また、かかりつけ医や一般病院に勤務する医療従事者等の認知症への対応力向上に向けた研修を充実するとともに、かかりつけ医が堺市認知症疾患医療センターなど認知症専門医療機関と連携して認知症への対応を行う体制づくりを進めます。事業所や介護従事者に対しては、認知症に関する情報提供や、研修の実施などを通じて対応力の強化を図り、認知症ケアの一層の向上に取り組みます。

さらに、「認知症の気づきチェックリスト」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載や市民への配布により、広く早期発見のための普及を図ります。

65歳未満で発症する若年性認知症については、就業や経済的問題など特有の課題を有していることから、こうした観点も含めた多分野における連携体制を構築し、支援の仕組みづくりを進めます。

【事業展開】

「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）の活用推進			
事業内容	認知症による生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示す認知症支援の手引を作成し、普及します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症支援のてびきの周知	一般用、本人・家族向け、支援者向け認知症支援のてびきの普及促進	一般用、本人・家族向けについては、認知症についての基礎知識や、標準的に利用できるサービスの流れが分かるよう周知を進める。支援者向けについては、認知症の症状や治療について、支援者としての理解を深められるよう普及を進める。

認知症初期集中支援チームの充実			
事業内容	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症疾患医療センターに、専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターやかかりつけ医と協力し、医療や介護の適切なサービスにつながっていない認知症の方やその家族の支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	対応件数	59件	—

認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化			
事業内容	認知症疾患医療センターを指定し、認知症についての専門医療相談、鑑別診断等を行います。また、かかりつけ医を始め関係機関との連携を進めるとともに、医療や介護の専門職、市民向けの研修や講演等を行い、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症疾患医療センター数	2か所	2か所
	相談件数	2,559件	個々の認知症やその疑いのある方の状況に応じて、早期発見や診断に繋がるよう、地域関係機関と連携しながら支援を行う。
	専門職及び市民向けの研修会等の参加人数	260人	300人/年

認知症地域支援推進員の活動の充実			
事業内容	認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の方やその家族に対する相談・支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。特に、若年性認知症の方への支援では、就労や社会参加のニーズに合った地域資源を増やす取り組みを行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症地域支援推進員配置数	2人	各区に1人配置

認知症対応力向上研修			
事業内容	研修機会の提供などにより、認知症支援に関わる医療・介護従事者等の認知症への対応力や専門性の向上を図ります。また、医療職と介護職の相互理解を進める機会をつくり、認知症ケアの向上に取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症サポート医養成研修 修了者数	46人	65人
	かかりつけ医認知症対応力 向上研修 修了者数	57人	新規受講者の増加
	歯科医師認知症対応力向上 研修 修了者数	19人	100人
	薬剤師認知症対応力向上研 修 修了者数	25人	125人
	病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修 修了者数	137人 (35病院)	250人 (44病院)
	看護職員認知症対応力向上 研修 修了者数	35人 (18病院)	155人 (44病院)
	認知症介護基礎研修 修了者数	240人	1,000人
	認知症介護実践研修（実践者 研修） 修了者数	1,362人	1,900人
	認知症介護実践研修（実践リ ーダー研修） 修了者数	281人	380人
	認知症介護指導者養成研修 修了者数	19人	30人
	認知症初期集中支援チーム による研修等	地域包括支援センター職 員向け研修会を実施 (参加者38人)	認知症初期集中支援チームの 効果的な活用、支援者の認知症 への対応力の向上を図るため、 研修会等を実施する。

認知症支援者の連携強化			
事業内容	認知症に関する施策について検討する会議や各区の認知症支援部会等を通じて、認知症支援に関わる医療・介護従事者等の顔の見える関係づくりを促進します。 また、各職種がお互いの役割等の理解を深めるため、各専門職向けの研修等の情報を他の職種にも紹介・共有します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	会議開催回数 (認知症専門家会議)	2回	2回

多職種事例検討会の開催【再掲】			
事業内容	各区において、多職種が具体的な事例を通じて意見交換や相互交流を図り、互いの役割を理解し合うことで、「顔の見える関係」づくりを進めるために、堺市医師会、基幹型包括支援センター、及び関係機関が協働して、多職種協働による事例検討会を開催します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	多職種事例検討会の開催回数	各区1回	各区1回

「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及			
事業内容	認知症の早期発見・早期対応につながるよう、「認知症気づきのチェックリスト」を作成し、啓発リーフレットとして、地域包括支援センター等で配布し、周知を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	全世帯向けの周知頻度	広報さかいへの折込等1回	広報やタウンページ等1回

（3）認知症家族等への支援や居場所づくり

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるよう、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりを進めるなど、支援を充実します。認知症による徘徊については、引き続き警察との連携のもと地域の協力を得て、徘徊に対応するさかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実などに取り組みます。

【事業展開】

さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実			
事業内容	徘徊のおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、徘徊時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組を行います。徘徊するおそれがあるなど支援が必要な高齢者を地域で見守っていく環境づくりを行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	事前登録者数	360人	680人

認知症家族会への支援			
事業内容	認知症地域支援推進員、各区の基幹型包括支援センターや地域包括支援センターを中心に、認知症サポーター等の関係機関と連携し、情報交換や研修会の開催などにより、認知症家族会の支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症家族会の開催状況	若年性は全市で、それ以外は各区で開催	家族の身近な場所で開催し、家族会間での交流を進める。

「堺めぐもりカフェ」（認知症カフェ）の充実			
事業内容	家族の介護負担の軽減を図ることや、地域の実情に応じて、認知症の方とその家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集える認知症カフェが増えるよう、関係機関を支援し、その情報を広く周知します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	認知症カフェ数	32か所	45か所

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	<p>生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ネットワークワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」は、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】				
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。			
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）	
	校区福祉委員会数	93委員会	93委員会	
	小地域ネットワーク活動指定校区数	93校区	93校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	93校区
		家事援助	20校区	22校区
		介護援助	3校区	6校区
		外出支援	23校区	23校区
		配食活動	7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン	91校区	93校区
		ふれあい食事会	84校区	84校区
		地域リハビリ	56校区	57校区
		世代間交流	91校区	93校区
		子育て支援	84校区	88校区
		ふれあい喫茶	83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）	81校区	85校区
研修・学習活動		79校区	80校区	
校区ボランティアビューロー	84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動	83校区	90校区		

(4) 認知症予防の推進

認知症にできるだけならないように、また、認知症になっても、その進行をできるだけ抑えられるように、認知症の予防に取り組みます。ひらめき脳トレプラス教室の開催、堺コッカラ体操（堺市版認知症予防体操）の普及等を通じ、地域での認知症予防活動の促進等を進めます。

【事業展開】

堺コッカラ体操、ひらめき脳トレ等の普及促進			
事業内容	堺市版の認知症予防体操である「堺コッカラ体操」や、「ひらめき脳トレ」など、高齢者が気軽に取り組むことのできる認知症予防の活動の普及啓発を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	堺コッカラ体操の講座参加者	延べ19,905人	堺コッカラ体操の講座参加者 20,000人/年

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室【再掲】			
事業内容	認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。さらに、教室で学んだ内容を日常生活の中に取り入れ、生活習慣を改善するきっかけにする「ひらめき脳トレ手帖」を活用するとともに、介護予防のための仲間づくりや地域での教室参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	開催回数	220回	220回
	参加者数	3,770人	3,800人

堺コッカラ体操リーダーの育成			
事業内容	認知症予防の効果が期待できる堺コッカラ体操を普及するため、地域で活躍するリーダーを育成します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	リーダー養成講座修了者数	49人	リーダー養成講座修了者数 85人（毎年15人の増加）

5 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要です。ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者が増加していく中で、身体状況などの変化に応じた、適切な居住環境の確保を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など、住環境の多様性が広がっている中で、「住まい」の質の維持・向上に向けた取組に努めます。また、外出、買い物などの観点から、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援を進めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、災害時の要援護者への支援等についても取組を進めます。

高齢者の人権が尊重され、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、高齢者の権利擁護について基盤の充実を図り、成年後見制度の普及などの取組を推進するとともに、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくりを推進します。また、高齢者の消費者被害を防止するための取組を進めます。

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送ることができるように、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行います。また、独居世帯、高齢者のみの世帯などを始めとして、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、引き続き高齢者宅への防火訪問により、定期的に火災予防の働きかけを行い、住み慣れた住まいで安心して暮らせるよう事業を進めます。

サービス付き高齢者向け住宅等の居住者が増加する中で、高齢者にとって安全・安心な住まい選びの際の留意点などの啓発を進めるとともに、住宅の質の確保・向上を図るため、定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進めます。

老朽化した市営住宅の建替えなどにおいて、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進め、既存住宅においても、中層住宅へのエレベータの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者が暮らしやすい市営住宅とします。

【事業展開】

高齢者住宅改修費助成事業			
事業内容	在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて安心して生活することができるよう、住宅の改修費を助成します。要介護・要支援認定申請が非該当の方に対しては介護保険と同じ内容の工事について20万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事について30万円を限度に助成します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	助成件数	74件	150件

住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）			
事業内容	介護保険住宅改修費の支給には専門的知識を有する者が作成した理由書が必要となるため、担当ケアマネジャーのいない要介護等認定者の場合、理由書の作成が円滑に行われるように、作成した者に対し理由書作成手数料を支給します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	支給件数	356件	引き続き必要な方が適切にサービスを利用できるよう周知を図る。

緊急通報システムの周知・拡充			
事業内容	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	設置台数	5,215台	5,500台

高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施			
事業内容	住宅火災から高齢者を守るため、75歳以上の高齢者のみ世帯に防火訪問を実施し、防火指導を行います。対象世帯には4年ごとに訪問を行い、定期的に火災予防を啓発します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	訪問世帯数（75歳以上の高齢者のみ世帯）	16,991世帯	全訪問対象者への実施（毎年約1,000件増加）

高齢者向け住宅の情報提供				
事業内容	市に届出のある有料老人ホーム施設情報をホームページで提供します。また、登録されているサービス付き高齢者向け住宅の登録簿を設置し、登録住宅の情報を提供します。（サービス付き高齢者向け住宅の情報は、一般社団法人すまいまちづくりセンター連合会の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のサイトでも公開されています。）			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	有料老人ホーム	届出物件数	87件	高齢者向け住宅の供給が増加する中で、関係部局間で情報を共有し、登録制度等の的確な運用を行うとともに、高齢者の住まい選びに資するよう、適切な情報提供を行う。
		定員数	3,590人	
	サービス付き高齢者向け住宅	登録物件数	67件	
登録戸数		2,392戸		

サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施			
事業内容	高齢者向け住宅の質の確保を図るため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対して立入検査を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	立入検査件数（有料老人ホーム）	32件	定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進める。
立入検査件数（サービス付き高齢者向け住宅）	4件		

高齢者の住まい暮らしに関する支援の推進			
事業内容	高齢者向け住宅を始め高齢者の住まいのあり方や質の向上等に向け、住宅部局と連携を取りながら、高齢者の住まいのあり方や質の向上のための取組方策等の検討や支援を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	会議開催回数（高齢者の住まい暮らし専門家会議）	2回	2回

ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進			
事業内容	老朽化した市営住宅の建替えに当たっては、スロープの設置など屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設します。 また、加齢などに伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市営住宅建替戸数（竣工）	—	211戸

シルバーハウジングへの生活援助員の派遣			
事業内容	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の相談などに応じます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	シルバーハウジング戸数	71戸（3団地）	71戸（3団地）
	派遣戸数	71戸	71戸

（２）高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすく、安心して外出できる都市環境が重要であり、「堺市バリアフリー基本構想」等に基づき、引き続き高齢者が外出しやすい都市環境となるようバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に取り組みます。

高齢者がいきいきと日常生活を送ることができるよう、外出の支援に取り組みます。また、高齢者の身体状況等の変化に応じた交通安全対策を推進します。

【事業展開】

福祉のまちづくり環境整備の指導			
事業内容	すべての市民が社会活動を行ううえで安全かつ容易に施設などを利用できることをめざして、大阪府福祉まちづくり条例などに基づき、民間建築物に係る整備の指導を行います。また、既存の公共施設や鉄道駅舎、公園、道路などについても改善要望や意見具申を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	協議件数	19件	30件

公共交通機関のバリアフリー化の促進			
事業内容	誰もが移動しやすく安全快適で活力のあるまちづくりをめざし、公共交通事業者が行う鉄道駅舎やバス車両のバリアフリー化事業について、国、地方公共団体が事業費の一部を助成することにより、整備を促進しています。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	ノンステップバス導入補助台数	69台	120台

道路のバリアフリー化の促進			
事業内容	歩道の段差、勾配、舗装面の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路上の不法駐輪など、道路のバリアフリー化を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	特定道路に指定された道路のバリアフリー化の進捗率	90%	平成32年度末の事業完了を目指す。

おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）			
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。 利用対象日は全ての曜日（年間利用可能日数は240日。）。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	年間利用者数	5,778,403人	5,950,000人

堺市乗合タクシー			
事業内容	鉄道駅やバス停から離れた地域の日常生活を支える移動手段の確保を目的として、そうした地域と鉄道駅を結ぶ定時方式の予約型乗合タクシーを運行します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	年間利用者数	16,201人	17,600人

さかい高齢者運転免許自主返納サポート事業			
事業内容	後期高齢者（75歳以上の方）が運転することによる交通事故を未然に防ぎ、高齢者及びその家族の安心とともに、市民全体の安全・安心につなげるため、運転免許を自主返納された75歳以上の高齢者の方からの申請に基づき、堺市独自の特典としてタクシー利用券（500円券12枚）を進呈することで、運転免許の自主返納の促進を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	タクシー利用券進呈者数	—	1,300人

高齢者への交通安全教室の開催			
事業内容	運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解いただくとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得いただき、交通事故の抑止に努めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	出前講座等を活用した交通安全教室の実施状況	17回	警察等関係機関・団体や福祉施設関係者と連携した交通安全教室を開催するとともに、高齢者を対象にした各種行事等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

（３）災害等緊急時に備えた支援の充実

「堺市地域防災計画」などの関連計画と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した共助による地域での助け合いの仕組みづくりや、福祉避難所など、高齢者などの要配慮者に配慮した災害時支援体制を進めます。

【事業展開】

避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり			
事業内容	地震などの災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者の心身の状況を始め、家族による避難支援が可能かどうか、また、近隣に支援者がいるかどうかなどについて、民生委員児童委員の協力のもと、調査を行います。また、調査の際に、個人情報利用の本人同意を得ることにより、平常時において、地域と行政とで避難行動要支援者の個人情報とを共有し、地域における自助・共助の仕組みづくりを進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	避難行動要支援者支援の取組状況	89校区	93校区

福祉避難所の指定及び運営体制の構築			
事業内容	「堺市地域防災計画」に基づき、大阪府や社会福祉施設等と連携を図りながら、配慮が必要な高齢者等が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるように福祉避難所（二次的な避難施設）等の体制整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	福祉避難所指定数（民間施設を含む。）	80か所	引き続き、本市における福祉避難所の円滑な設置、運営に向けた体制構築を図る。

(4) 権利擁護支援の充実

今後、認知症高齢者をはじめ、判断能力が十分でなく、自らの権利や意思を表明することに支援が必要となる高齢者は、さらに増えていくものと考えられます。人権尊重や権利擁護に関する普及啓発を一層進めるとともに、地域包括支援センター等を中心とした高齢者虐待防止ネットワークの取組を通じ、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に努めます。また、権利擁護サポートセンターにおいて、相談機関に対する支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進を図っていくなど、高齢者の権利擁護のための支援を推進します。また、弁護士などの専門職の支援のもと、地域でともに生活する立場を活かして後見業務を行う市民後見人の養成と活動支援を行います。

【事業展開】

権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人の養成			
事業内容	権利擁護サポートセンターでは、高齢者及び障害者の相談機関に対して、権利侵害、財産管理、成年後見などに関する法律的な問題に対して、法律職と福祉職による専門的な相談と支援を行います。また、市民後見人の養成と活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市民後見人バンク登録者数	68人 (うち退会・未更新11名)	述べ130人

成年後見制度の普及・啓発			
事業内容	成年後見制度について、市民の理解を得られるように広報・啓発、情報提供等を行います。また、必要な方へ成年後見制度を利用して頂くため、本市職員・相談機関・福祉事業者等を対象とした研修等を実施します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市民向け広報・啓発	2回	2回
	関係者向け研修	5回	7回

成年後見制度利用支援事業			
事業内容	市長が申立を行うに当たって、費用などの負担ができない場合には、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	申立費用等給付件数	37件	市長申立を行う必要があり、給付がなければ制度の利用ができない方が制度を利用できる状況を継続する。
	報酬給付件数	26件	

成年後見市長申立の促進			
事業内容	認知症など判断能力が不十分であり、成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなど申立てを行う親族がいない状況にある高齢者については、親族に代わって市長が申立てを行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市長申立件数	36件	親族に代わって市長が申立てを行う必要がある方が、適切に制度を利用できる状況にする。

堺市日常生活自立支援事業の活用			
事業内容	社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下してきている高齢者などの権利を守るため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う堺市日常生活自立支援事業を実施します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	利用申込受付件数	164件	必要な方に適切にサービスを利用いただける状況とする。
	契約件数	373件	
	定期訪問回数	6,081件	

高齢者虐待防止の普及・啓発			
事業内容	高齢者見守りネットワークなどを活用し、高齢者の権利擁護や虐待の防止に関する知識の普及・啓発を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	高齢者見守りネットワーク登録事業者数	1,970か所	2,500か所

（５）消費者被害の未然防止及び救済

認知症などにより判断能力の低下してきている高齢者を含め、高齢者を狙った様々な悪質商法などが増えています。このような消費者被害を未然に防止するため、被害に遭わないための情報提供や、悪質な事業者に対する指導等を行うなど、高齢者の消費者被害を未然に防ぐための取組を行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、専門相談員による助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。

【事業展開】

消費者被害に関する情報提供と相談の充実			
事業内容	消費生活センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための情報提供や、商品・サービスの契約トラブル及び悪質商法による被害の相談を行います。専門相談員による助言・あっせんを行い、被害の救済を始め、消費者トラブルの解決を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	出前講座（高齢者及び支援者向け）	22件	高齢者や支援者の方に適切に情報が届くよう、関係機関同士の連携を図りつつ、消費者被害の未然防止に向けた効果的な講座の企画・実施に取り組む。
	あっせん解決率（65歳以上の方からの相談）	92.8%	専門相談員による消費生活相談を行うとともに、消費生活に必要な商品サービスについての苦情や相談を受け、解決に向けての適切な助言・あっせんを行う。

（6）特殊詐欺の被害防止の取組促進

「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺が増えていますが、こうした犯罪は高齢者を主な標的としています。高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、大阪府警察等と連携し、電話パトロールや各種広報啓発活動等の取組を促進します。

【事業展開】

特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等の実施			
事業内容	特殊詐欺被害防止に向けた、広報紙・ホームページなどによる各種広報啓発活動を実施します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	特殊詐欺被害認知件数	111件	高齢者を含む市民に手口等特殊詐欺に関する最新情報を提供し、被害に遭わないよう注意を呼びかける。

6 健康の保持・増進

高齢者の健やかな暮らしにおいて、「健康」はすべての基盤であり、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をできるだけ伸ばしていくことが重要になります。

病気や障害があっても、いきいきと自分らしく「元気」に、家族や友人、地域の人と「ともに」気づかいあい、支えあって生活できることをめざします。健康とは、「病気でない」ということだけではなく、「健康」とは、住み、学び、遊び、憩う、暮らしの中でいきいきと充実した人生を過ごせることとしています。

健康寿命の延伸のために、良好な食・栄養、身体活動・体力の増進、社会参加など介護予防の観点から、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。

本市では、「健康さかい21」等に基づき、全市で健康づくり運動を推進していますが、こうした取組を通じて、健康の維持・増進についての意識の醸成・啓発、身近な地域で健康づくりを実践できる環境の整備などを進め、高齢者の心身の健康を支える地域社会づくりを推進していきます。

（1）生涯にわたるところと体の健康づくり

栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発を行います。具体的には、医師・歯科医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職などの専門職による健康教育・健康相談等を、各保健センターや地域に出向いて実施し、市民の生涯にわたる主体的な健康づくり活動の支援を図ります。

【事業展開】

専門職（医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施			
事業内容	地域の住民に対し、栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	65歳以上を対象に実施した健康教育の受講者数	6,738人	7,000人

啓発活動やイベントの実施			
事業内容	イベント（区民まつり、健康フェア、区役所パネル展示など）や広報などの機会を活用して、健康的な生活習慣確立に向けた啓発や情報発信を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	66歳以上を対象に含む実施した啓発活動の回数		

(2) 健康を支える地域社会づくり

市民の主体的な健康づくりを促進するためには、個人の意思や家族の支えだけではなく、地域を始めとする個人を取り巻く社会環境が大きな影響を及ぼします。また、市民が地域活動に参加し、その活動を通じて地域との絆を深めることは、心身の健康の保持・増進や生活の質の向上につながります。

地域に根ざした健康づくりを促進するため、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるように、地域における健康づくりの実践を促進します。

健康に関する正しい知識に基づく活動を促進するために、適切な健康情報を得られる環境や学習機会を継続的に利用できる環境整備を進めるとともに、市民と協働した健康づくりに関する普及啓発を推進します。

【事業展開】

健康づくり自主活動グループの育成と活動支援			
事業内容	市民主体の健康づくりを地域に広げ、運動や体操、食生活の改善などを継続的に行い、健康づくりを推進する自主活動グループの育成・支援を行います。 各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークづくりを進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	登録参加者数	4,935人	5,300人

食生活改善推進員の育成と活動支援			
事業内容	健康づくりの3要素といわれる「食生活・運動・休養」を取り入れた教室により、参加者の健康増進を図るとともに、地域における健康づくりのリーダーを養成します。教室は、6～8回のコースで開催し、修了者は「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」のメンバーとして、地域に密着した健康づくり活動を自主的に展開できるように、活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	食生活改善推進員会員数	380人	400人

歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援			
事業内容	口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	活動回数	105回	120回

(3) 生活習慣病などの疾病予防

健康寿命の延伸のためには、死亡原因の上位を占める「がん」「心疾患」対策、および要介護状態の主要な原因となる「脳血管疾患」の対策が必要です。その根本的な原因は、高血圧や脂質異常症などの生活習慣病であるため、生活習慣病の予防や重症化予防の対策を行う必要があります。

そのためには、保健専門職による多角的な視点を盛り込んだ健康教育を展開し、健康に関する知識の普及啓発などを進めます。成人期に発症した生活習慣病を放置していると、高齢期になって、重篤な心疾患や脳血管疾患を発症するリスクが高まります。したがって、成人期から切れ目のない支援を行う必要があります。

万が一、がんや心疾患、脳血管疾患を患ってしまった方に対しては、適切な加療をしながら地域で生活する方の支援を行うことが必要になってきます。そういった場合は、疾病の再発予防についての支援を行いながら、生活の質が低下しないような働きかけが必要です。

【事業展開】

生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の実施			
事業内容	40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図ります。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進します。40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。生活習慣病や健康づくりの相談、食生活相談、歯科相談等を実施します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	開催回数	422回	440回

たばこに関する健康教育			
事業内容	疾患の原因となるたばこの害に関する正しい知識の普及を行うとともに、禁煙希望者の禁煙勧奨等の取組を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	たばこに関する健康教育の受講者数	787人	1,000人

（4）高齢期特有の健康課題への対策

高齢期に重要となる健康課題としては、栄養面では、食欲の減退などで容易に低栄養状態に陥る可能性があること、身体活動の面では、関節疾患などにより運動器の機能低下を招き要介護状態になるリスクが高まること、こころの面では、孤立などによるうつや閉じこもりなど発生を招きやすいこと、お口の健康面では、口腔機能の低下から誤嚥や肺炎の発症リスクが高まることなどが考えられます。

特に、身体、心理、社会的機能の低下（フレイル）、低栄養、ロコモティブシンドローム、うつ、骨粗しょう症、口腔機能の低下、これまでの喫煙習慣によるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）などの疾病の発症が考えられ、その予防や早期の対応が重要となります。こうした健康課題について、高齢者への知識の普及と予防の取組の促進を図ります。

【事業展開】

地域介護予防活動支援事業【再掲】				
事業内容	保健師等が保健センターや地域会館で、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、健康づくりや介護予防に関する講座を開催します。			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	介護予防健康教室	開催回数	474回	480回
		参加者数	16,428人	16,500人
	地域活動グループへの講師派遣	グループ数	112グループ	年間130グループ
派遣回数		369回	年間400回	

COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防・早期発見のための健康教育・健康相談				
事業内容	高齢化の進行に伴い、COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者の増加が予測されるため、予防可能な生活習慣病であることの理解を促進し、早期発見・早期治療や予防に関する認知度の向上を図ります。			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	健康教育等開催回数			

骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨				
事業内容	要介護状態になる主要因は、脳血管疾患、骨関節疾患（関節疾患、骨折、転倒）であるため、運動習慣や食生活など生活習慣の見直し、改善を促すために専門職による健康教育を実施します。			
現状・目標	項目		現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者数		867人	1,000人

7 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。本市ではこれまで、おでかけ応援バスカードの発行や、生涯学習やスポーツ、ボランティア支援、就労支援、活動場所の確保、家族介護者への支援などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実に努めてきました。

今後も、引き続きこれらの取組を推進しながら、高齢者が、自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業・起業など多様な社会参加の機会充実を進めるとともに、豊かな経験や知識を持つ元気高齢者が地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。

(1) 情報提供ときっかけづくり

高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

【事業展開】

おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）【再掲】			
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。 利用対象日は全ての曜日（年間利用可能日数は240日。）。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	年間利用者数	5,778,403人	5,950,000人

堺市乗合タクシー【再掲】			
事業内容	鉄道駅やバス停から離れた地域の日常生活を支える移動手段の確保を目的として、そうした地域と鉄道駅を結ぶ定時方式の予約型乗合タクシーを運行します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	年間利用者数	16,201人	17,600人

老人福祉センターの運営			
事業内容	60歳以上の方に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。 今後、施設に求められる機能や受益者負担について、あり方を検討します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	堺老人福祉センター 延利用者数	70,711人	引き続き指定管理者による管理運営の実施により、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図る。
	中老人福祉センター 延利用者数	72,377人	
	東老人福祉センター 延利用者数	93,687人	
	西老人福祉センター 延利用者数	72,337人	
	南老人福祉センター 延利用者数	80,654人	
	北老人福祉センター 延利用者数	92,563人	
美原老人福祉センター 延利用者数	45,574人		

老人集会室の整備			
事業内容	老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーションなどの身近な活動拠点として、地域の動向も踏まえ、小学校区に1か所の老人集会室の整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	整備箇所数	51か所	54か所

セカンドステージ応援団事業			
事業内容	定年退職者などのシニア層の力を地域活動や市民活動に活かすとともに、自身の生きがいづくりや地域の活性化をめざし、市民と行政の協働で市民大学などの事業を実施します。倶楽部員主体で情報紙の発行や市民向け講座の企画・実施のほか、さまざまなジャンルのサークル活動を展開します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市民向け講座 参加者数	延328人	360人

情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の推進			
事業内容	情報通信技術（ICT）を活用し、高齢者が社会参加や生きがいづくりに関する様々な情報を取得できる仕組みを構築します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の推進	—	平成30年度 調査研究 平成31年度 事業構築 平成32年度 事業開始

生涯学習情報の提供			
事業内容	生涯学習情報提供サイトにおいて、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者などの様々な生涯学習に関連する情報を一元的に収集し、提供します。また、様々な学習内容の詳細な情報が取得できるしくみづくりや見やすく・分かりやすい掲載方法に努め、誰でも容易に学習情報を入手できるシステムの運用を進めます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	市ホームページ（生涯学習）へのアクセス数	448,122件	590,000件

（２）担い手の育成

高齢者が生涯にわたって自ら学び、自らを高めていけるよう、生涯学習などの機会を充実します。また、地域の担い手としての高齢者の役割は、今後一層高まっていくものと考えられるため、学習成果とともに、家庭・地域・企業等で培った豊かな経験や知識・技能を地域の中で有効に発揮できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参画を支援します。

また、働く意欲のある高齢者に対しては、就業や地域課題を解決するための活動につながる機会の提供を行います。

【事業展開】

ふれあい基金を活用した地域福祉活動に対する支援			
事業内容	平成2年度から篤志家による指定寄附金と本市一般財源を積み立てて地域福祉推進基金（愛称：ふれあい基金）を設置し、その運用益金などを、地域福祉を推進するための事業経費や助成金に充てています。市民の自主的な福祉活動・地域活動に対する助成を行うことで、活動の活性化、福祉活動への広報・周知などを行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	助成件数	104件	110件
	助成額	10,464,566円	10,800,000円

いきいき堺市民大学			
事業内容	セカンドステージ応援団の取組の一つとして、地域社会に貢献できる人材の養成や生きがいづくりを目的に、大阪府立大学との共催により「いきいき堺市民大学」を開講し、地域活動・市民活動への参加誘導を行うことをめざします。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	受講生数	664人	864人

ボランティア講座の開催			
事業内容	堺市社会福祉協議会各区事務所において、地域の福祉活動の紹介や発表など、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	開催回数	18回	22回

生活援助サービス従事者研修の開催【再掲】			
事業内容	担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	研修修了者数	366人	300人

（３）社会参加の機会の提供

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動に対するニーズも教養や趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就業など多岐にわたります。関心のある活動を通じて社会参加することは、高齢者自身の生きがいづくりや健康の保持、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながることから、高齢者が自発的に活動できるよう支援します。

就業を希望する高齢者に対し、就業相談・支援、職業能力開発の支援、起業を志す高齢者への支援などを推進します。また、地域における場づくりなどの活動に高齢者が主体的に参加できる仕組みづくりを進めます。

【事業展開】

老人クラブの活性化			
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康増進活動、社会奉仕活動の三つを柱に活動を行います。歳末助け合い運動や地域の公園の清掃、老人ホーム慰問などの社会奉仕活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	会員数	45,292人	46,000人

ねんりんピックへの参加			
事業内容	明るく活気に満ちた高齢社会の実現をめざして行われている60歳以上の方を中心とした健康と福祉の総合的な祭典である「ねんりんピック」に、堺市選手団として参加を行います。各種スポーツ競技や、美術展の開催などのイベントを通じて、参加者相互の交流を図ります。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	選手団人数	141名 (派遣要請人数222人)	開催県からの派遣要請人数と同規模程度

シルバー人材センターの活用			
事業内容	公益社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者その他高齢退職者などに対し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供し、高齢者自らの生きがいの充実や社会参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	会員数	5,895人	7,500人（平成31年度）
	契約件数	18,732件	20,000件（平成31年度）
	契約高	2,251,152千円	2,500,000千円（平成31年度）
	就業延人数	561,403人	600,000人（平成31年度）

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ネットワークワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。 「日常生活圏域コーディネーター」は、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

（４）助け合い活動の推進

地域における住民同士の助け合いは、身近な社会参加であり、共生社会の重要な基盤となります。高齢者の地域での様々な助け合いの活動を推進し、自分自身の健康づくりや仲間づくりを支援していきます。

【事業展開】

地域福祉型研修センター機能			
事業内容	堺市の地域福祉推進を目的に、地域福祉課題に対応する人材養成と専門職、地域住民のスキルアップをめざす研修プログラムを開発し、これを実施するとともに、研修ニード及び人材育成ニードを把握し、求められる研修情報を提供します。また、研修を通じて、協働による企画・運営・実施し、協働の輪を広げていきます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	研修実施回数	調査研究の実施	多職種協働型によるニードに基づいた研修プログラムの構築

高齢者のボランティア活動の支援			
事業内容	堺市社会福祉協議会が、各区役所などに設置している各区事務所にボランティア相談コーナーを設置し、ボランティアの登録、需給調整、活動の相談などを行います。同協議会ボランティア情報センターでは、情報収集を行い、ボランティアに関する総合的な相談に応じます。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	個人登録人数	1,666人	2,000人
	グループ登録数	219グループ	300グループ
	相談件数	1,968件	3,200件

老人クラブの活性化【再掲】			
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康増進活動、社会奉仕活動の三つを柱に活動を行います。歳末助け合い運動や地域の公園の清掃、老人ホーム慰問などの社会奉仕活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）
	会員数	45,292人	46,000人

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】				
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。			
現状・目標	項目	現状（平成28年度）	目標（平成32年度）	
	校区福祉委員会数	93委員会	93委員会	
	小地域ネットワーク活動指定校区数	93校区	93校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	93校区
		家事援助	20校区	22校区
		介護援助	3校区	6校区
		外出支援	23校区	23校区
		配食活動	7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン	91校区	93校区
		ふれあい食事会	84校区	84校区
		地域リハビリ	56校区	57校区
		世代間交流	91校区	93校区
		子育て支援	84校区	88校区
		ふれあい喫茶	83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）	81校区	85校区
研修・学習活動		79校区	80校区	
校区ボランティアビューロー	84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動	83校区	90校区		